

令和2年第3回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和2年9月8日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 議案第1号 長南町立小学校跡地活用検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第2号 財産の取得について(防災備蓄倉庫)
日程第 7 議案第3号 財産の取得について(非接触赤外線体温計)
日程第 8 議案第4号 令和2年度長南町一般会計補正予算(第4号)について
日程第 9 議案第5号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
日程第10 議案第6号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
日程第11 認定第1号 令和元年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第2号 令和元年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第3号 令和元年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第4号 令和元年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第5号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第6号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第7号 令和元年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第18 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(13名)

1番	宮 崎 裕 一 君	2番	林 義 博 君
3番	河 野 康 二 郎 君	4番	岩 瀬 康 陽 君
5番	御 園 生 明 君	6番	松 野 唱 平 君
7番	森 川 剛 典 君	8番	大 倉 正 幸 君
9番	板 倉 正 勝 君	10番	加 藤 喜 男 君

11番 丸 島 な か 君 12番 和 田 和 夫 君
13番 松 崎 剛 忠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 野 貞 夫 君	教 育 長	小 高 憲 二 君
総 務 課 長	三 十 尾 成 弘 君	企 画 政 策 課 長	田 中 英 司 君
財 政 課 長	今 井 隆 幸 君	税 務 住 民 課 長	長 谷 英 樹 君
福 祉 課 長	仁 茂 田 宏 子 君	健 康 保 険 課 長	河 野 勉 君
産 業 振 興 課 長	石 川 和 良 君	農 地 保 全 課 長	高 德 一 博 君
建 設 環 境 課 長	唐 鎌 伸 康 君	ガ ス 課 長	今 関 裕 司 君
学 校 教 育 課 長	川 野 博 文 君	学 校 教 育 課 主 幹	大 塚 猛 君
生 涯 学 習 課 長	風 間 俊 人 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	大 塚 孝 一	書 記	山 本 裕 喜
書 記	関 本 和 磨		

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございます。

本日は、令和2年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多忙の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の関係でございますが、いまだ感染拡大は収まらず、今後も予断を許せない状況にあります。町では、現在、町民の皆さんの安全・安心を守る取組、また、感染症対策のための環境整備を進めているところであります。

こうした中、本定例会には、条例の一部改正1件、財産の取得2件、補正予算3件、決算認定7件、人事案件1件の議案14件を提案させていただいております。

議員の皆様には、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和2年第3回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時02分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

1番 宮 崎 裕 一 君

2番 林 義 博 君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、松崎剛忠君。

〔議会運営委員長 松崎剛忠君登壇〕

○議会運営委員長（松崎剛忠君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る8月26日に委員会を開催し、令和2年第3回定例会の議会運営について協議・検討いたしました。

本定例会に付議される事件は、条例の一部改正1件、財産の取得2件、補正予算3件、各会計決算認定7件、同意1件の計14議題が提出されているほか、議員発議1件が予定されております。議員発議は、内閣総理大臣をはじめとする関係大臣等に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書を提出についてを行うため、議長に提出いたします。

また、一般質問は5人の議員が行うこととなっており、質問順位1番から3番までを8日に行い、質問順位4番から5番までを9日に行うことといたしました。

当委員会といたしましては、付議事件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日8日から11日までの4日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会に提出されております令和元年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員会への付託は行わず、本会議で審議することといたしました。

ここで、一般会計決算認定に関する審議の方法を申し上げます。審議は特に、歳入と歳出に区分して質疑を行います。

まず、歳入については1款町税から22款町債までを一括して質疑を行い、歳入に関する質疑終了後、歳出に関する質疑を行います。

歳出については、1款議会費から13款予備費までを款ごとに区分し、質疑者及び答弁者、また傍聴者にも分かりやすいよう一問一答を原則として、質疑の回数については会議規則第55条第1項ただし書の規定により、「特に議長の許可を得たときはこの限りではない」を適用し、それぞれの摘要ごとに3回以内とすることと決定いたしましたので、ご協力をお願いいたします。

ただし、款における質問回数の制限は設けておりません。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました令和2年第3回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日8日から11日までの4日間としたいと思います。異議ございませんか。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 会期の日程ですけれども、議案調査を、休会をつくってもう1日ぐらいつくったらどうかと思います。何か続けてやっていて、これではちょっとよくできないのかなというのが。もう1日ぐらい、休会を取って議案調査をしたらどうかと私は思います。

○議長（松野唱平君） もう1日増やしたほうがいいということで、意見ですよね。

10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 板倉議員、ですからもう1日というのは、どのような配列で、今4日間あるのをどの辺にどうしたらいいという案がありますか。

○議長（松野唱平君） 9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 議会全員協議会が10日の日にございますよね。その後が休会ということになっておりますけれども、1日、早く言えば金曜日あたりを休会にして、月曜日に採決、討論とか、質疑をやったらどうかと思います。

○議長（松野唱平君） 板倉議員、それから加藤議員から、会期日程の延長の話も出ましたけれども、ここで暫時休憩しまして、議会運営委員会を開きたいと思っておりますので、第1委員会室に議員の方はお集まりください。

（午前 9時09分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時22分）

○議長（松野唱平君） ただいま、会期日程等の件につきまして議会運営委員会を開きました。

その内容について、議会運営委員長、松崎剛忠君より報告をお願いします。

○議会運営委員長（松崎剛忠君） ただいま板倉議員からご質問がございましたが、議会運営委員会を開いた結果、いろいろと詳細については事前に配付されている中で皆さん勉強したと思っておりますので、会期はこのまま決定したいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、日程は事前配付のとおり4日間としたいと思いますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

9番、板倉正勝君。

○9番（板倉正勝君） 今までも予算・決算につきましては、ある程度時間を取りましてやっていた経緯がございますので、続けて4日間で短縮といたしますか、あまりしない議会というのはおかしいんじゃないかと、私は思いますけれどもね。

○議長（松野唱平君） それでは、この件について、議員の皆様方に採決を諮りたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） それでは、先ほど松崎議員から報告のありましたとおり、賛成の方は起立をお願いします

す。

[賛成者起立]

- 議長（松野唱平君） 起立多数でございますので、先ほどの松崎委員長の報告のとおり、4日間としたいと思います。よろしくお願ひします。

◎諸般の報告

- 議長（松野唱平君） それでは、日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案6件、認定7件、同意1件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、議長等が出席した主な会議報告、次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、町長から報告のありました令和元年度長南町健全化判断比率及び令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率並びに令和元年度長南町ガス事業会計資金不足比率の報告、最後に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました教育委員会の点検及び評価報告書は、お手元に配付の印刷物によりご了承願ひします。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～同意第1号の上程、説明

- 議長（松野唱平君） 日程第5、議案第1号 長南町立小学校跡地活用検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第19、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

- 町長（平野貞夫君） 議案第1号から同意第1号まで一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町立小学校跡地活用検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、小学校跡地以外の空き公共施設の活用方策を検討していくため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号及び第3号 財産の取得についてでございますが、本案は、防災備蓄倉庫及び非接触赤外線体温計の購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第4号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、本補正予算は、総務費では、庁舎建設基本方針に基づく実施設計業務委託料及び地質調査業務委託料の追加を、民生費では、コミュニティー施設及び集会施設整備事業補助金の追加を、農林水産業費では、佐坪地先の崩落土砂防護対策

工事費の追加を、教育費では、小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策用として、消耗品費及び備品購入費の追加が主な補正内容となっております。

歳入歳出それぞれに5,113万8,000円を追加し、予算の総額を54億4,297万6,000円にするものでございます。

次に、議案第5号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本補正予算は、人件費及び保険税の還付金等の追加をするもので、歳入歳出それぞれに548万4,000円を追加し、予算の総額を11億1,436万3,000円にするものでございます。

次に、議案第6号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還金及び精算に伴う一般会計への繰出金などで、歳入歳出それぞれに785万8,000円を追加し、予算の総額を10億5,885万8,000円にするものでございます。

次に、認定第1号 令和元年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は50億9,561万5,762円で、前年度と比較すると5億1,661万2,579円、11.3%の増となり、歳出総額は47億704万8,327円で、前年度比2億8,983万5,698円、6.6%の増となりました。

歳入は、災害に関連する特別交付税が増となったこと、及び災害復旧等に係る財源として財政調整基金を取り崩したことなどにより増加しました。

歳出は、災害廃棄物処理に係る広域市町村圏組合負担金の増及び豪雨災害に係る災害復旧費の増などにより増加しました。

歳入歳出差引額は3億8,856万7,435円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は7,048万2,476円となりました。

次に、認定第2号 令和元年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険税をはじめ、県からの保険給付費等交付金等で、歳入総額は11億2,336万707円となり、前年度比10.1%の減となりました。

歳出では、保険給付費をはじめ、県への事業納付金、保健事業費等で、歳出総額は10億7,691万8,150円となり、前年度比9.6%の減となりました。

歳入歳出差引額は4,644万2,557円でございます。

次に、認定第3号 令和元年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険料と一般会計繰入金等で、歳入総額は1億1,751万370円となり、前年度比4.2%の増となりました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と電算委託等の事務経費で、歳出総額は1億1,699万2,282円となり、前年度比4.3%の増となりました。

歳入歳出差引額は51万8,088円でございます。

次に、認定第4号 令和元年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、介護保険料をはじめ、国・県負担金や支払基金交付金等で、歳入総額は10億3,505万4,578円となり、前年度比1.4%の増となりました。

歳出では、地域支援事業費が前年度より5.7%の減となりましたが、保険給付費が前年度比4.2%の増となったことから、歳出総額は前年度比2.8%増の10億1,539万7,530円となりました。

歳入歳出差引額は1,965万7,048円でございます。

次に、認定第5号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、墓所使用料及び墓所管理料等で、歳入総額は7,708万8,329円となり、前年度比12.6%の増となりました。

歳出では、被災を受けた墓所等の災害復旧工事及び霊園内の清掃委託費等で、歳出総額は6,876万1,049円となり、前年度比14.3%の増となりました。

歳入歳出差引額は832万7,280円でございます。

次に、認定第6号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、令和元年度末の加入状況は3地区合計で1,090戸、また接続戸数は899戸となっており、接続率は前年度比0.3%増の82.5%となっております。

歳入総額は2億1,857万8,030円、歳出総額は2億1,568万2,636円となり、歳入歳出差引額は289万5,394円となりました。

次に、認定第7号 令和元年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収支において、ガス事業収益が5億8,113万1,408円、ガス事業費用が5億8,428万7,141円となり、当年度は、販売量減により315万5,733円の純損失となりました。

利益の処分として、当年度処分額をゼロ円とし、未処分利益剰余金41万5,484円を次年度の繰越利益剰余金としました。

最後に、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、本案は、現教育委員の風戸正敏氏の任期が9月30日をもって満了となることから、新たに唐鎌弥生氏を適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期満了により退任されます風戸正敏さんにおかれましては、平成28年10月1日から1期4年間、本町の教育行政にご尽力をいただきました。この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げます。

以上、議案第1号から同意第1号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、提案理由の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

〔企画政策課長 田中英司君登壇〕

○企画政策課長（田中英司君） それでは、議案第1号 長南町立小学校跡地活用検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、改正の内容のご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書1ページをお開きください。

議案第1号 長南町立小学校跡地活用検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町立小学校跡地活用検討委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

最初に、この条例を提出するまでに至った経緯をご説明させていただきたいと存じます。

ご案内のとおり、この条例は条例名が表すとおり、旧4小学校施設を対象とした活用方を検討することを目的とした検討委員会で行いました。この条例がスタートし施行されたのは平成29年4月1日からでしたが、この3年間で旧4小学校の跡地は全て民間企業の進出が決定し、その利活用、活用方策につきましては、厳しい社会経済局面を迎える中でも、比較的当初の目的よりも早く、この短期間で無事に成功裏に導くことができました。

したがって、そのような経緯から、公共施設としての旧4小学校の有効活用による企業誘致は終了、完了いたしましたので、今後、残された公共施設を空き公共施設として、いわゆる地方自治法上、第244条第1項の規定により、公の施設として設置した施設であって、その使用を廃止した公共施設を有効活用すべく、活用方を検討していくための審議会として存続させるために、条例の一部改正をお願いするものでございます。

また、現在、旧長南幼稚園の跡地の動向も、動き出している内容等も踏まえつつ、学校施設の案件と同様に、同じ次元で検討協議する必要性が適切かつ妥当であると判断いたしましたので、このタイミングで条例改正をお願いするものでございます。

それでは、併せまして参考資料の1ページから3ページもご覧いただきたいと思います。

まず、改正内容ですが、題名の変更となります。「長南町立小学校跡地活用検討委員会」から「長南町空き公共施設活用検討委員会」に改めるものでございます。

次に、対象施設としての第1条の設置でございますが、第1条中、「閉校となっている4小学校の校舎（旧長南小学校、旧豊栄小学校、旧東小学校、旧西小学校、（以下「旧4小学校」という。））、屋内運動場（旧4小学校）、学校敷地（旧4小学校）など（以下、学校施設という。）」を、「長南町空き公共施設施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により、公の施設として設置した施設であって、その供用を廃止したものをいう。）」に改めるものでございます。後段に続く、「長南町立小学校跡地」を「長南町空き公共施設」に、重ねて改めるものでございます。

次に、第2条第1号中、「学校施設」を「空き公共施設」に改めるものでございます。

最後に、附則関係ですが、附則の施行期日として、1、この条例は公布の日から施行するものでございます。また、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をする必要が生じたので、附則第2項として、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1及び別表第2中、「長南町立小学校跡地活用検討委員会会長」を、「長南町空き公共施設活用検討委員会会長」に改め、「長南町立小学校跡地活用検討委員会委員」を、「長南町空き公共施設活用検討委員会委員」に改めるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りましてご可決くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで、議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号から議案第4号までの内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第2号 財産の取得についての内容の説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。また、参考資料の4ページも併せてご覧ください。

議案第2号 財産の取得について。

次のとおり、財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長南町条例第16号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

まず、取得の目的でございますけれども、令和元年度の度重なる災害及び新型コロナウイルス感染症対応に伴います、災害時等の避難所設営に必要な物資及び備品を確保し、長期ストックする必要があることから、防災備蓄倉庫を購入するものでございます。

取得する財産につきましては、防災備蓄倉庫6基。

契約の方法につきましては、随意契約で、その理由といたしましては、防災備蓄倉庫購入に当たりまして、6か所の避難所、旧4小学校、中央公民館、農村環境改善センターに、通常防災備蓄品に加え、新型コロナウイルス感染症対策にも講じる必要があり、早急に物資保管場所を確保する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、緊急の必要により競争入札に付することができないとき及び長南町財務規則第142条第1項に基づき、3者から見積りを徴したものでございます。

取得価格は1,584万円でございます。

契約の相手方につきましては、千葉県茂原市茂原1,171番地の4、株式会社斉藤商会、代表取締役斉藤孝治でございます。

防災備蓄倉庫でございますが、長さ4メートル、幅2.4メートル、高さ2.37メートルとなっております、外装及び屋根につきましてはステンレス製、内装の壁及び天井につきましては、厚さ4ミリの化粧合板、厚さ30ミリの断熱材が入っております。床は厚さ12ミリの耐水合板で、扉はステンレス製の両開き、換気口は2か所設けられておりまして、太陽光で発電及び蓄電するソーラー換気照明設備つきでございます。なお、基礎部分につきましてはコンクリートブロックとなっております。

株式会社斉藤商会とは令和2年8月25日に仮契約を締結してございます。議会の議決があった日から効力を生ずるものとなり、本契約締結となります。

大変雑駁でございますが、以上で議案第2号 財産の取得（防災備蓄倉庫）についての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 財産の取得についての説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。また、参考資料5ページも併せてご覧ください。

議案第3号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

取得の目的でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策として、住民が毎日の検温を習慣づけ、安全に体調管理ができるよう、非接触赤外線体温計を全世帯に配布するために購入するものでございます。

取得する財産につきましては、非接触赤外線体温計3,231台。

契約の方法につきましては、随意契約で、その理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急の調達が必要となった場合は、令和2年3月3日付総行行第61号による総務省自治行政局からの通知「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約が可能であることから、条例により随意契約とし、長南町財務規則第142条第1項に基づき、4者から見積りを徴したものでございます。

取得価格は5,473万3,140円でございます。

契約の相手方は、千葉県茂原市小林1,978番地39、東邦薬品株式会社千葉営業部茂原営業所、所長、盛賢治でございます。

非接触赤外線体温計でございますが、規格としては、医療機関でも使用される医療クラス分類管理医療機器クラス2。測定方法は、赤外線非接触測定。最大許容誤差ですけれども、プラスマイナス0.2度以内。日本製でございます。

なお、東邦薬品株式会社とは、令和2年8月25日に仮契約を締結してございます。議会の議決があった日から効力を生ずるものとなり、本契約締結となります。

以上で議案第3号 財産の取得（非接触赤外線体温計）についての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

議案第4号 令和2年度長南町一般会計補正予算について。

令和2年度長南町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和2年度長南町一般会計補正予算（第4号）でございます。

令和2年度長南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,113万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,297万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、継続費でございます。

地方自治法の規定によります継続費の総額及び年割額は、第2表継続費によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございます。

地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

4ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表継続費でございます。

2款1項総務管理費におきまして、庁舎建設工事実施設計業務といたしまして、令和2年度、3年度に継続費を設定させていただくものでございます。総額は5,720万円、令和2年度に1,716万円、3年度に4,004万円の年割額とさせていただくものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、庁舎建設工事実施設計業務及び地質調査業務に係る公共施設等適正管理推進事業といたしまして1,910万円の追加をするものでございます。

2の変更でございますが、臨時財政対策債で普通交付税本算定によりまして、発行可能額が確定したことにより、300万円を増額し、限度額1億3,900万円を1億4,200万円にするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

まず、歳出の全般におきましては、4月の人事異動等に伴います人件費の調整を、今回の補正で行わせていただいております。給料、諸手当、共済費の合計で1,417万1,000円の増額となりました。以降、人件費の説明は省略させていただきます。

2款総務費でございます。

1項総務管理費、5目財産管理費では、10節修繕料として、庁舎及び保健センターの空調設備修繕及びバス車庫の外壁修繕料48万3,000円を追加し、11節役務費では、株式会社伊藤園からの寄贈車両プリウスPHVの登録等に係る各種手数料及び保険料、リサイクル料として24万9,000円を追加するものでございます。

17節備品購入費では、議場用の椅子及びテーブル等、庁舎器具購入費として10万2,000円を追加するものでございます。

また、新たに15目庁舎建設事業費を計上し、12節委託料では、庁舎建設基本方針に基づいた、庁舎建設工事に係る実施設計業務委託料及び地質調査業務委託料として2,123万円を追加するものでございます。

実施設計業務委託につきましては、2か年の継続費を設定しまして、全体額5,720万円のうち、今回の補正で令和2年度の年割額30%の1,716万円を、残額については令和3年度の計上を予定してございます。地質調査業務委託料につきましては407万円をお願いするものでございます。

2項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、12節委託料でデジタル手続法による改正後の住民基本台帳法等に基づき、国外転出でも利用可能なマイナンバーカード、公的個人認証の利用を実現するための住民基本台帳システムの改修委託料といたしまして、181万5,000円を追加するものでございます。

特定財源につきましては、全額国庫支出金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を充てさせていただくものでございます。また、併せて当初予算で戸籍システム改修委託料の財源につきましても、国庫補助金が交付されることから、財源更正を行うものでございます。

5項統計調査費、2目基幹統計調査費では、1節報酬で、令和2年度国勢調査の会計年度任用職員報酬とし

て69万5,000円を追加し、3節職員手当等で、会計年度任用職員期末手当として18万9,000円を、8節旅費で、会計年度任用職員の費用弁償として3万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

12ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、27節繰出金で、職員の人事異動に伴う給与費等、国民健康保険特別会計繰出金として456万2,000円を、2目老人福祉費では、10節需用費で、老人いこいの家の水道漏水修繕料として5万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

5目社会福祉施設費では、18節負担金補助及び交付金で、昨年度の豪雨災害により被災した千田青年館の修繕補助金として、県費分のコミュニティ施設整備事業補助金、補助率は3分の1で103万円を、町単独分の集会施設整備事業補助金、こちらは補助率4分の1の上限であります50万円を、それぞれお願いするものでございます。

特定財源につきましては、県支出金地域コミュニティづくり推進支援事業補助金103万円を充てさせていただくものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、18節負担金補助及び交付金で、令和元年10月から実施された幼保無償化事業に伴う今年度の子育てのための施設等利用給付交付金につきまして、国庫負担金の補助率2分の1、308万5,000円及び県負担金の補助率4分の1、154万2,000円、合わせまして462万7,000円の特定財源が見込まれることから、本目財源更正を行うものでございます。

3目の児童福祉施設費、17節備品購入費では、保育所用の非接触型体温計3台、園児テーブル用バリアスタンド22台、空気清浄機3台、消毒スタンド、ポータブルスポットクーラー、各1台を、感染症対策用備品購入費として50万円を追加するものでございます。

特定財源につきましては、全額国庫支出金、保育対策総合支援事業費補助金を充てさせていただくものです。

5款農林水産業費、1項農業費、6目圃場整備費では、12節委託料で、上小野田第1揚水機場整備補修工事に係る土地改良施設維持管理適正化事業の新規加入積算業務委託料として26万4,000円を追加するものでございます。

2項林業費、1目林業振興費では、14節工事請負費で、昨年度の豪雨災害により崩落した佐坪熊野地先において、大型土のう設置による崩落土砂防護柵対策工事として77万円を追加するものでございます。

13ページになりますが、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、新型コロナウイルス感染症対策のため、10節需用費で、配膳用ポリエチレン手袋、消毒用アルコール、ハンドソープ、フェースガード等消耗品として25万8,000円を追加し、17節備品購入費で、飛沫感染予防アクリルスタンド1台、非接触型体温計18個、発熱者隔離用のつい立て6台、加湿空気清浄機18台の備品購入費として152万2,000円を追加するものでございます。

特定財源につきましては、国庫支出金、学校保健特別対策事業の感染症対策のためのマスク等購入支援事業、補助率2分の1で4万8,000円を、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業、補助率2分の1では上限であります100万円を、合わせて104万8,000円を充てさせていただくものです。

3項中学校費、1目学校管理費では、10節需用費で、新型コロナウイルス感染症対策のための配膳用プラスチックグローブ、ハンドソープ、消毒用アルコール、英語学習時のフェースガード等消耗品として153万3,000

円を、尚武館の汚水槽汚水ポンプ及び中学校の浄化槽流量調整ポンプの取替え修繕料といたしまして43万8,000円を、合わせまして197万1,000円を追加し、17節備品購入費で、新型コロナウイルス感染症対策のための非接触型体温計3個、パルスオキシメーター1台、校舎清掃用掃除機3台、加湿器17台の備品購入費として35万5,000円を追加するものでございます。

特定財源につきましては、国庫支出金、学校保健特別対策事業の感染症対策のためのマスク等購入支援事業、補助率2分の1では1万6,000円を、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業、補助率2分の1では上限であります100万円を、合わせて101万6,000円を充てさせていただくものでございます。

4項社会教育費、2目公民館費では、10節需用費で、空調機へ水道水を送る水道加圧装置が老朽化により2階部分の空調能力が低下しているため、空調機ファンコイル系パワーシステム交換修繕料として38万5,000円を追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

11款地方交付税は、一般財源所要額として837万8,000円を追加するものでございます。

15款国庫支出金、16款県支出金の特定財源につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

19款繰入金は、介護保険特別会計の前年度精算分361万円を、公共施設等整備基金繰入金で、庁舎建設工事実施設計業務委託料、地質調査業務委託料に係る財源として213万円を、合わせまして574万円を追加するものでございます。

22款町債、第1項町債、1目臨時財政対策債では、普通交付税本算定により発行可能額が確定したことにより300万円を、2目総務債では、庁舎建設工事実施設計業務及び地質調査業務を対象とする公共施設等適正管理推進事業債、市町村役場機能緊急保全事業、こちらは起債対象事業費の充当率90%といたしまして1,910万円を、それぞれ追加するものでございます。

なお、人件費及び継続費、地方債の各調書につきましては、14ページ以降に明細を記載しております。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で議案第4号 令和2年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第2号から議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） それでは、議案第5号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ548万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,436万3,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、456万2,000円の増額をお願いするものでございます。内訳としまして、職員1名の増による人件費の増額であり、特定財源のうち、その他財源は一般会計からの職員給与費等繰入金が増額であります。

1項2目連合会負担金、18節負担金補助及び交付金の2万2,000円につきましては、国保連合会への事務費割負担金について、当初、国保連合会から示されました見込被保険者数が想定より多くなってしまったため、不足分である2万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、7款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金の90万円につきましては、平成30年7月と平成31年2月から社会保険へ加入をしていた方の保険税の還付金でございます。財源は一般財源の繰越金でございます。

歳入につきましては、ただいま歳出でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

なお、8ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第5号 令和2年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容とさせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては10時25分を予定しております。

(午前10時12分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時26分)

○議長（松野唱平君） 議案第6号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

[福祉課長 仁茂田宏子君登壇]

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第6号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第6号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算について。

令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

令和2年度長南町の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ785万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,885万8,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入からご説明を申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと存じます。

9款繰越金でございますが、前年度の決算に基づき785万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、7ページをご覧くださいと存じます。

5款諸支出金、1項3目償還金の424万7,000円につきましては、令和元年度におきまして、支払基金から超過交付をされました介護給付費等の返還金でございます。

また、2項1目一般会計繰出金の361万1,000円につきましては、令和元年度の精算により、一般会計に繰出金としての返還でございます。一般財源といたしましては繰越金でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第6号 令和2年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)の内容とさせていただきます。ご審議を賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(松野唱平君) これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

認定第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

[財政課長 今井隆幸君登壇]

○財政課長(今井隆幸君) それでは、認定第1号の内容についてのご説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

認定第1号 令和元年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度長南町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

早速ではございますが、別冊の令和元年度長南町歳入歳出決算書に基づきまして、主な内容についてのご説明を申し上げます。

事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

58ページをお開き願います。

まず、1 款の町税では、収入済額は前年度比1,654万円余り減の10億8,727万2,221円でした。主な減額要因といたしましては、個人住民税の減によるものでございます。また、不納欠損額は124万3,124円、収入未済額は4,257万9,146円でした。

1 項町民税では、前年度比1,616万円余り減の3億8,169万8,181円でした。内容といたしましては、1 目個人町民税では、前年度比1,059万円余り減の3億2,318万6,981円、2 目法人町民税では、前年度比557万円余り減の5,851万1,200円でした。

また、2 項固定資産税は、前年度比1,891万円余り減の6億1,554万3,528円でした。

さらに、3 項軽自動車税3,098万6,600円、4 項町たばこ税4,629万2,112円、5 項鉱産税875万1,800円の収入がそれぞれございました。

2 款地方譲与税でございます。60ページをお開き願います。

1 項地方揮発油譲与税2,222万1,000円、2 項自動車重量譲与税6,399万4,000円、3 項森林環境譲与税120万4,000円。この森林環境譲与税は、令和元年度から譲与されたものでございます。4 項地方道路譲与税8円。この地方道路譲与税は、現在は地方揮発油譲与税に改められておりますが、地方道路譲与税の過年度滞納分が納付され、その配分がなされたものでございます。合計で8,741万9,008円の剰余がございました。前年度比216万円余り増でございます。

3 款利子割交付金は60万5,000円。

4 款配当割交付金は420万4,000円。

62ページになりますが、5 款株式等譲渡所得割交付金は275万3,000円の交付がございました。

6 款地方消費税交付金は、前年度比433万円余り減の1億5,392万9,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金は、前年度比248万円余り減の9,525万5,204円が交付されました。

64ページをお開き願います。

8 款自動車取得税交付金は、前年度比1,292万円余り減の1,815万1,078円の交付がございました。

9 款環境性能割交付金は、消費税増税に伴い自動車取得税交付金が廃止され、令和元年10月から環境性能割交付金に変わって530万2,000円が交付されました。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金は、前年度比326万円余り増の563万4,000円、2 項子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育・保育無償化に伴う交付金として1,637万7,000円がそれぞれ交付されました。

66ページをお開き願います。

11 款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税合わせまして、前年度比1億8,023万円余り増の16億9,446万7,000円の交付がございました。主な増額の要因といたしましては、災害廃棄物処理などの災害に関連する特別交付税によるものでございます。

12 款交通安全対策特別交付金は、前年度比10万円余り減の178万4,000円でした。

13 款分担金及び負担金は、前年度比244万円余り減の4,651万4,350円でした。1 目になりますが、農林水産業費分担金では、土地改良施設維持管理適正化事業に係る分担金の納付がございました。また、農林施設災害復旧に係る分担金は、揚水機場及び農地に係る災害復旧事業の分担金で、次年度へ繰越した未収入特定財源でございます。

68ページになりますが、2項負担金、1目民生費負担金では、幼児教育無償化事業に伴い、保育料負担金について財源更正をしております。また、収入未済額21万6,500円につきましては、幼保無償化制度が開始される前の8月分までの保育料負担金の未納分でございます。

14款使用料及び手数料は、前年度比215万円余り増の6,507万6,362円でございます。1項使用料、4目になりますが、土木使用料における収入未済額65万8,300円は、町営住宅使用料の未納分となっております。

70ページをお願いいたします。

15款国庫支出金でございますが、収入済額3億508万5,485円ございました。収入未済額2億1,393万3,000円につきましては、繰越明許設定をいたしました公共土木施設災害復旧費負担金及び農林施設災害復旧費補助金、社会資本整備総合交付金が財源となります道路橋梁修繕事業に関する土木費国庫補助金でございます。

1項国庫負担金は、前年度比1,433万円余り増の1億4,983万4,311円となりました。主な増額の要因といたしましては、1目民生費国庫負担金の障害者自立支援給付費等負担金及び幼保無償化に伴いまして子育てのための施設等利用給付費交付金等の増によるものでございます。

72ページになりますが、2項国庫補助金は、前年度比2,703万円余り増の1億5,318万555円が交付されました。

3目衛生費国庫補助金では、74ページになりますが、10月25日の大雨による全壊家屋の2棟分の解体撤去についての災害等廃棄物処理事業補助金が交付されました。4目農林水産業費国庫補助金の収入未済額3,517万2,000円、及び5目土木費国庫補助金では、前年度に引き続き道路整備事業に係る社会資本整備交付金が交付されており、収入未済額の1,136万9,000円につきましては、繰越明許設定をいたしました農林施設災害復旧費補助金及び道路橋梁修繕事業によるものでございます。

76ページになりますが、7目商工費国庫補助金では、消費税増税に伴い、低所得者及び子育て世帯を対象として実施いたしましたプレミアム商品券事業に係る国庫補助金として614万5,300円が交付されました。

16款県支出金でございますが、前年度比3,102万円余り増の3億2,524万3,279円の交付でございます。幼児教育・保育無償化事業及び被災家屋等の災害救助費に係る県負担金が交付されております。

収入未済額1億1,155万2,500円につきましては、78ページになりますが、3目土木費県負担金で、繰越明許設定をいたしました地籍調査費負担金9,661万3,500円、及び2項県補助金、4目で繰越明許設定をいたしました、農林水産業費県補助金の被災した農業用ハウス修繕に係る被災農業者の経営体育成支援事業に関する農業費補助金1,493万9,000円でございます。

1目総務費県補助金では、旧長南小学校改修工事に係る立地企業補助金として243万3,000円が交付されました。

82ページをお願いいたします。

6目土木費県補助金では、被災住宅修繕緊急支援事業補助金として300万6,000円が交付されております。

84ページをお開き願います。

17款財産収入は、2項財産売払収入におきまして、豊原地先の太陽光施設用地として、売払いにより513万2,944円の収入がございました。

86ページになりますが、18款寄附金は、2,480万385円の寄附を頂いたところでございます。1目一般寄附金

につきましては20件、うち18件につきましては災害見舞金等で285万5,180円で行いました。2目ふるさと納税寄附金は566件、うち335件につきましては災害支援寄附として675万1,205円となっております。

19款繰入金でございますが、前年度比3億4,305万円余り増となっております。1目財政調整基金は、前年度比3億2,369万円余り増の5億3,369万7,000円を繰入れし、うち災害復旧関連費として2億9,169万7,000円を充当してございます。3目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金以降の繰入金につきましては、目的に合わせてそれぞれ充当してございます。

88ページになりますが、9目介護保険特別会計繰入金は、前年度精算分として繰入れがございました。

20款繰越金は、7,569万円余り減の1億6,179万554円となりました。

21款諸収入でございますが、9,504万8,700円となっております。

90ページになりますが、4項雑入の収入未済額334万3,745円につきましては、学校給食費負担金の未納分が主なものとなっております。

92ページをお願いいたします。

22款1項町債は、収入済額2億7,490万円でございます。3目土木債につきましては、道路橋梁修繕事業によるもので、7,190万円を借入れし、94ページになりますが、4目教育費では、中学校特別教室空調設備設置工事によるもので、1,310万円を借入れし、5目災害復旧債では、農林施設災害復旧事業債及び公共土木施設災害復旧事業債については次年度へ繰越しし、次年度の借入れとなります。

また、歳入欠かん債は災害により住民税及び固定資産税の減免分の借入れで、災害対策債では災害廃棄物処理事業による借入れでございます。

以上、予算現額55億9,917万円、調定額54億7,147万4,277円、収入済額50億9,561万5,762円、収入未済額3億7,461万5,391円の歳入の内容でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

96ページをお開き願います。

1款議会費は、8,324万6,010円の支出でございました。

2款総務費は、8億1,498万7,114円の支出でございました。1項総務管理費、1目の一般管理費につきましては、区長、区長代理報償、また、職員の人件費をはじめとした管理費でございます。

102ページをお開き願います。

5目財産管理費、13節委託料では、前年度比1,375万円余り減となっております。減額の要因といたしましては、LGWAN対応公開業務委託及び庁舎建設基本方針策定業務委託、役場周辺測量業務委託の完了によるものでございます。

105ページをお願いいたします。

15節工事請負費では、旧東村役場解体工事をはじめ、旧長南小学校、旧西小学校の各改修工事及び又富団地の排水設備改修工事並びに碎石敷設工事、西部工業団地計画跡地用地内の災害廃棄物仮置場造成工事を実施いたしました。18節備品購入費では、新たな町バスにばな号として、マイクロバスを購入してございます。

108ページになりますが、9目防災対策費では、13節委託料で、総合防災マップ作成業務を実施し、18節備品購入費で、防災行政無線バッテリーの購入をいたしました。

110ページをお願いいたします。

12目過疎対策費では、8節報償費で、地域おこし協力隊報償として139万250円を支出いたしました。

112ページをお願いいたします。

2項徴税費でございますが、8,976万9,705円の支出でございます。

114ページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費では、2,991万3,856円の支出でございます。

下段になります。4項選挙費では、前年度比1,773万円余り増の2,841万8,987円の支出でございます。増額の要因といたしましては、116ページをお開き願います。3目参議院議員選挙費、及び118ページになります。4目千葉県議会議員選挙費、5目長南町議会議員選挙費に係る支出によるものでございます。

120ページをお願いいたします。

5項統計調査費では、694万1,806円の支出をいたしました。令和元年度は2020年農林業センサスが実施されました。

122ページをお開き願います。

6項監査委員費では、監査委員報償が68万551円を支出いたしました。

3款民生費でございます。9億6,006万3,322円の支出でございます。1項社会福祉費は6億9,469万2,940円を支出いたしまして、1目社会福祉総務費は5億2,145万5,914円を支出いたしました。障害者福祉関連経費と特別会計への繰出金が主な内容でございます。前年度比2,475万円余り増となっております。扶助費及び介護保険特別会計への繰出金が増加の主な要因でございます。

126ページをお願いいたします。

2目老人福祉費から、128ページまでの6目後期高齢者医療費までは、おおむね前年度に準じた支出内容となっております。

2項児童福祉費は2億5,435万9,418円の支出でございます。1目児童福祉総務費になりますが、幼児教育無償化に伴う支出といたしまして、11節需用費で消耗品等、13節委託料で例規整備支援業務委託料、また130ページになりますが、18節備品購入費で子育て支援用備品購入費用、19節負担金補助及び交付金で子育てのための施設等利用給付費等で556万1,000円を支出してございます。

132ページをお開き願います。

3項災害救助費では、被災した家屋に係る半壊、準半壊の応急修理委託料として1,101万964円の支出ございました。

4款衛生費でございます。3億5,459万7,005円を支出いたしました。主に広域組合への各種負担金、予防接種事業、子ども医療費助成事業、各種がん検診事業等を実施いたしました。

134ページになりますが、2目予防費では、緊急風疹抗体検査及び緊急風疹予防接種に係る各委託料として197万5,845円を支出しております。

136ページ3目母子保健費から、138ページの5目環境衛生費までにつきましては、おおむね前年度に準じた支出内容でございます。

140ページをお開き願います。

2項清掃費では、1億164万5,000円の支出でございました。前年度比4,378万円余り増となっておりますが、台風による災害廃棄物処理に係る広域市町村圏組合衛生費負担金の増加及び被災により全壊した家屋の撤去費等、災害等廃棄物処理事業補助金によるものでございます。

5款農林水産業費でございます。4億7,294万9,684円の支出でございました。また、4億7,625万円の繰越明許費の設定をいたしました。

1項農業費、142ページになりますが、3目農業振興費では9,843万2,673円の支出でございます。

145ページになりますが、19節では、各種団体事業に対し補助金等を交付し、また、被災農業者向け経営体育成支援事業として1,923万6,000円の繰越明許費を設定してございます。

146ページをお開き願います。

4目農村総合整備費では、農業集落排水事業特別会計への繰出しをいたしましたところでございます。

148ページをお願いいたします。

7目農村環境改善センター費では1,240万1,239円の支出でございます。改善センターの空調修繕及び外壁改修工事として1,610万4,000円の繰越明許費を設定しております。下段になりますが、2項林業費では713万8,225円を支出いたしました。

150ページをお開き願います。

1目林業振興費、19節負担金補助及び交付金で、崩落土砂等撤去費補助金を交付いたしました。また、1,228万5,000円の繰越明許費を設定してございます。

6款商工費でございます。6,716万2,792円を支出いたしました。1目商業振興費、13節でプレミアムつき商品券事務を委託いたしました。

152ページになります。

7款土木費でございます。繰越事業を含め4億4,238万3,951円の支出でございました。また、1億6,976万3,000円の繰越明許を設定いたしました。

154ページになりますが、1項土木管理費、2目地籍調査費は、前年度比1,768万円余り減となりました。地籍調査費の繰越明許費1億2,882万円につきましては、地籍調査業務委託料によるものでございます。

2項道路橋梁費の繰越明許費3,361万8,000円につきましては、156ページになりますが、3目道路新設改良費、町道利根里線道路改良事業、4目橋梁維持費、委託料及び補助橋梁修繕工事請負費によるものでございます。なお、2目の道路維持費、3目道路新設改良費及び4目の橋梁維持費では、補助事業であります社会資本整備総合交付金を財源とし、道路のり面修繕、橋梁修繕工事等及び調査設計を実施いたしました。

158ページをお願いいたします。

3項河川費では、15節工事請負費で732万5,000円の繰越明許費を設定してございます。4項住宅費では496万5,220円の支出でございます。5項都市計画費では1,147万7,069円を支出してございます。

160ページ上段になりますが、19節負担金補助及び交付金で、被災住宅修繕緊急支援事業補助金を交付いたしました。

8款消防費でございますが、長生広域組合への負担金でございます。

9款教育費でございます。繰越事業を含め3億8,375万3,234円を支出いたしました。また、40万9,000円の

繰越明許を設定してございます。

1項教育総務費では、7,501万2,825円を支出いたしました。1目教育委員会費、162ページの2目事務局費、164ページの3目義務教育振興費につきましては、前年に準じた支出となっております。

164ページ、2項小学校費では7,022万6,926円の支出をいたしました。前年度比461万円余り減となっております。

166ページになりますが、2目の教育振興費、13節長南小学校スクールバス運行委託料の減額が主な要因となっております。

3項中学校費では、繰越事業を含め6,358万8,412円の支出でございました。

170ページになりますが、3目の学校施設整備費では、15節工事請負費で特別教室空調整備設置工事費を実施してございます。

4項社会教育費では、5,791万9,090円を支出いたしました。1目社会教育総務費、及び172ページの2目公民館費は前年度に準じた支出でございました。3目文化財保護費ですが、167万2,406円を支出してございます。

175ページ上段になりますが、19節負担金補助及び交付金で、国指定文化財補修補助事業として40万9,000円の繰越明許費を設定してございます。

5項保健体育費は1億1,700万5,981円の支出でございました。

177ページになりますが、15節工事請負費で、プール塗装補修工事及び体育館照明交換工事を実施いたしました。

178ページをお願いいたします。

2目給食施設費では、7,173万7,368円を支出いたしました。給食所屋上防水改修工事を実施してございます。

180ページをお開き願います。

10款災害復旧費でございます。1億7,178万3,366円の支出でございます。また、5億3,560万5,659円の繰越明許を設定してございます。

1項農林水産施設災害復旧費は、農地農業用施設及び林業施設に係る災害関連経費で4,443万9,891円の支出でございました。繰越明許費は2億694万419円を設定してございます。2項公共土木施設災害復旧費は、道路、河川に係る災害関連経費で、1億2,344万1,175円の支出でございました。また、繰越明許は3億2,547万5,240円を設定してございます。

182ページになりますが、3項文教施設災害復旧費は、中学校テニスコートの土砂撤去及び人工芝補修、ゲートボール場進入路路肩崩落による復旧工事、給食所進入路災害復旧工事に係る災害関連経費でございます。390万2,300円の支出をいたしました。また、繰越明許は319万円を設定してございます。

184ページをお開き願います。

11款公債費につきましては、3億8,044万7,849円の支出でございました。前年度比1,271万円余り減となりました。

12款諸支出金では、4億1,443万4,000円の支出でございます。1項普通財産取得費につきましては支出はございませんでした。2項基金費では、4億1,443万4,000円の積立等を行いました。

186ページになりますが、財政調整基金をはじめとした各基金への積立等でございます。

13款予備費でございます。188ページになりますが、1目予備費では、総務費、民生費、災害復旧費、諸支出金にそれぞれ充当を行いました。

以上が歳出、予算現額55億9,917万円、支出済額47億704万8,327円、翌年度繰越額7億5,340万2,659円の内容でございます。

190ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額50億9,561万5,000円、歳出総額47億704万8,000円、歳入歳出差引額3億8,856万7,000円、これから翌年度へ繰り越すべき財源3億1,808万5,000円を差し引いた7,048万2,000円が実質収支の額となります。

192ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。令和元年度の公有財産中の土地の異動につきましては、主に行政財産及び普通財産、共に地籍調査による面積更正で、建物の異動につきましては、旧東村役場解体による移動でございます。

その他の財産に関する異動につきましては、198ページ以降に記載をさせていただいております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上が認定第1号の内容でございます。

最後に、財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして申し上げます。

監査委員の意見書に記載のとおりでございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、一般会計をはじめとした各会計は、それぞれ黒字決算のため該当がございませんでした。

次に、実質公債費比率は6.6%、将来負担比率は22%でございます。それぞれ早期健全化基準を下回っております。

また、資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、ガス事業会計、いずれも資金不足を生じておりませんので、これにつきましても該当がございませんでした。

以上、認定第1号 令和元年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について及び財政健全化法に基づく各比率につきましての内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第1号の内容の説明は終わりました。

認定第2号及び認定第3号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） 令和元年度長南町国民健康保険特別会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第2号 令和元年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、初めに国民健康保険の加入状況につきましてご説明を申し上げます。

令和元年度末の加入世帯は1,390世帯でございまして、被保険者数は2,188人でございます。前年度と比較いたしますと、世帯数では5世帯の増、被保険者数では、後期高齢者医療への移動などによりまして、12人の減となったところでございます。また、令和元年度の税制改正によります課税限度額の引上げに伴う限度額対象世帯は、医療給付費分で申し上げますと13世帯であり、加入世帯の0.9%でございまして、軽減範囲の拡大に伴う軽減世帯につきましては833世帯となり、加入世帯の59.9%でございまして、

それでは、歳入歳出決算書によりまして説明申し上げます。

事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の206ページをお開きいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税でございまして、収入済額2億1,971万1,144円、不納欠損額44万2,600円、収入未済額4,186万6,538円、調定額に対する収納徴収率は83.9%、前年度と比較いたしますと1.2ポイントの減でございまして、

次の208ページをお開きいただきたいと存じます。

2款県支出金でございまして、都道府県は市町村に対し、国保特別会計において負担する療養の給付等に要する費用やその他の国保事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金として交付することとされております。

本町に交付されました国民健康保険保険給付費等交付金でございまして、保険給付に要した費用に交付する普通交付金といたしまして7億4,318万9,957円でございまして、次に、個別の事情に着目し交付を行う特別交付金でございまして、2,101万5,000円交付されております。こちらは、保健所努力支援制度や特定健康診査負担金等の交付金であります。普通交付金と特別交付金合わせまして7億6,420万4,957円となっております。

3款繰入金につきましては、収入済額7,708万8,783円でございまして、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、収入済額3,186万2,400円でございまして、このうちの4分の3の2,389万6,800円は県が負担しているものでございまして、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は、収入済額1,910万7,921円でございまして、このうちの2分の1、955万3,960円は国の負担、4分の1の477万6,980円は県が負担をしているものでございまして、

4款繰越金は、収入済額5,875万8,960円でございまして、前年度からの繰越金でございまして、

208ページの下から212ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

5款諸収入は、収入済額325万863円でございまして、交通事故2件による第三者行為での求償が生じ、納付金の収入があったことや、平成30年度の特定健診の実績報告におきまして、実績数が多かったことによる過年度分の特定健診負担金などでございまして、

6款国庫支出金は、収入済額34万6,000円でございまして、1目災害臨時特例補助金は、昨年度発生しました台風19号及び10月25日の集中豪雨における保険税の軽減に要した費用への財政措置として、21万4,000円の収入済額となりました。

次に、2目事業費補助金では、令和2年度末から開始されるオンライン資格確認システム制度及び特定技能

外国人の国民健康保険への加入促進に伴うシステム改修経費の財源措置として、13万2,000円の収入済額となっております。

212ページの一番下の欄をご覧いただきたいと存じます。

歳入合計といたしまして、調定額11億6,566万9,845円、収入済額11億2,336万707円、不納欠損額44万2,600円、収入未済額4,186万6,538円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の214ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は3,243万8,090円ございまして、人件費のほか、事務に係る電算委託料などがございます。

次の216ページをご覧いただきたいと存じます。

2款保険給付費の支出済額は7億4,761万901円ございまして、前年度に比べ5,501万2,277円、6.9%の減となり、1件当たり単価、件数共に減少しております。

続きまして、1ページ飛んでいただきまして220ページ。

3款国民健康保険事業費納付金でございます。都道府県は、保険給付費等交付金の交付に要する費用やその他の国保事業に要する費用に充てるため、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するものとされております。この国民健康保険事業費納付金は県が決定をするものであり、保険税の収納に必要な額を、市町村ごとの医療費水準や所得水準等で決定をいたします。令和元年度の県への納付額は2億4,078万549円となっております。

1ページ飛んでいただきまして、224ページから226ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

5款保健事業費の支出済額は2,299万5,280円ございまして、集団健診及び個別健診などの事業の実施や人間ドックの助成でございます。なお、特定健診の受診率は、人間ドックを含みますと50.5%であり、前年度より2.3%の増となっております。

6款基金積立金の支出済額は3,100万1,000円ございまして、年度末の基金保有高は1億3,914万950円でございます。

7款諸支出金の支出済額209万2,200円につきましては、保険税の還付36件でございます。

歳出合計といたしまして、支出済額10億7,691万8,150円、不用額7,131万7,850円でございます。

次の230ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額11億2,336万円、歳出総額10億7,691万8,000円、歳入歳出差引額4,644万2,000円、実質収支額は4,644万2,000円となりまして、翌年度へ繰越しをさせていただくものがございます。

なお、231ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号 令和元年度長南町後期高齢者医療特別会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第3号 令和元年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、長南町後期高齢者医療の加入状況につきましてご説明申し上げます。

令和元年度末の加入者数は1,746人でございまして、前年度と比較いたしますと6人の減でございます。また、町の総人口の22.3%でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の236ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款後期高齢者医療保険料でございます。収入済額8,498万3,800円、収入未済額60万900円となりまして、調定額に対する収納率は99.3%でございます。

2 款繰入金は、収入済額2,987万7,934円でございます。制度に基づきます一般会計からの繰入金でございます。

4 款諸収入は、収入済額206万8,403円でございます。

次の238ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらは、主に4項1目の雑入の人間ドックの助成に係ります長寿健康増進事業補助金や事務費委託金などでございます。

歳入合計といたしまして、調定済額1億1,814万2,270円、収入済額1億1,751万370円、不納欠損額3万1,000円、収入未済額60万9,000円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の240ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款総務費の支出済額は162万9,362円でございます。電算処理委託料及びシステム使用料などでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億1,261万8,482円でございます。広域連合への保険料等の納付金でございます。なお、今回最終補正後に、随時期の保険料更正が数名発生したため、保険料が増となり、当初予算より4万8,000円を超えておりますので、予備費のほうを充当してございます。

3 款保健事業費でございますが、人間ドックの助成56件分でございます。

次の242ページをお開きいただき、下の欄をご覧ください。

歳出合計といたしまして、支出済額1億1,699万2,282円、不用額80万7,718円でございます。

次の244ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億1,751万円、歳出総額1億1,699万2,000円、歳入歳出差引額51万8,000円、実質収支額は51万8,000円となりまして、翌年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

以上、誠に雑駁でございますが、認定第2号 令和元年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第3号 令和元年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜りましてご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第2号及び認定第3号の内容の説明は終わりました。

認定第4号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） 令和元年度長南町介護保険特別会計決算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

認定第4号 令和元年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、初めに介護保険の令和元年度末の状況を申し上げますと、第1号被保険者数は3,339人でありまして、前年度と比較いたしますと53人の増でございます。また、65歳以上の高齢者数につきましては3,358人となりまして、前年度の同時期に比べ54人の増でございます。また、高齢化率は43%でございます。

なお、要介護認定者数は578人でありまして、そのうちサービスの利用者は510人となっております。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明を申し上げます。

決算書の248ページをお開きいただきたいと思います。

1款介護保険料でございます。収入済額2億515万6,180円、収入未済額1,156万8,580円となりまして、調定額に対する収納率は94.1%でございます。なお、不納欠損処分でございますが、118万6,800円を処分させていただいたところでございます。また、介護保険料の災害減免でございますが、昨年10月25日の豪雨災害によりまして介護保険料の減免申請は57件ございまして、減免額は96万1,300円となっております。

3款国庫支出金から250ページの4款支払基金交付金、5款県支出金及び252ページ、8款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用といたしまして、それぞれ法定負担割合に基づき交付されたものでございます。また、254ページの2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、令和元年度におきましても取り崩すことはございませんでした。

9款繰越金、収入済額3,305万886円につきましては、前年度からの繰越額でございます。

256ページの下欄をご覧くださいと存じます。

歳入合計といたしまして、調定額10億4,780万9,958円、収入済額10億3,505万4,578円、不納欠損額118万6,800円、収入未済額1,156万8,580円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

258ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費の支出済額は2,254万7,060円でありまして、職員及び介護認定調査員の人件費のほか、事務に係る電算委託料、また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の業務の委託料などでございます。

260ページの2款保険給付費の支出済額は9億3,142万6,337円でありまして、前年度に比べ3,794万3,033円の増でございます。

1 項介護サービス等諸費では、要介護 1 から 5 の認定者のサービス給付費でございまして、1 目居宅介護サービス給付費では、通所介護や通所リハビリ、福祉用具の貸与の給付費は減となりましたが、訪問介護や短期入所生活介護などの給付費が増となり、前年度に比べ956万1,719円の増でございます。2 目地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型の共同生活介護及び通所介護の給付費が増加し、前年度に比べ302万6,716円の増でございます。3 目施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設の利用件数が前年度に比べ77件増加し、給付費では1,901万9,105円の増となったところでございます。

262ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費では、要支援 1 及び 2 の認定者のサービス給付費でございまして、1 目介護予防サービス給付費では、訪問及び通所のリハビリテーションなどの給付費が増加し、前年度に比べ90万558円の増でございます。

268ページの 3 款基金積立金の支出済額は150万9,000円でございます、年度末の基金保有高は 1 億3,616万7,728円でございます。

4 款地域支援事業費の支出済額は3,623万7,009円でございます、前年度に比べ217万2,155円の減でございます。1 項介護予防・日常生活支援総合事業費では、認定を受けていない方や要支援 1 及び 2 の認定者を対象に、介護予防と自立した日常生活の支援を目的に、機能訓練としての教室の開催などを実施したところでございます。

270ページの 2 項 1 目包括支援センター運営事業費の支出済額1,624万9,802円では、職員 3 人分の人件費及びシステム使用料などでございまして、272ページの 3 目認知症総合支援事業費では、認知症専門医と包括支援センターの専門職員による、認知症が疑われる方などの相談や、医療機関の受診、また介護サービス利用の支援などを行ってまいりました。

5 款諸支出金の支出済額2,367万8,124円では、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金として12人分を還付し、274ページの 3 目償還金では、前年度において超過交付となりました国・県支出金及び支払基金交付金を返還いたしました。2 項 1 目一般会計繰出金では、町一般会計繰入金を精算し返還したのとなっております。

歳出合計といたしまして、支出済額10億1,539万7,530円、不用額1,960万2,470円でございます。

次の276ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額10億3,505万5,000円、歳出総額10億1,539万8,000円、歳入歳出差引額1,965万7,000円、実質収支額は1,965万7,000円となりまして、翌年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

なお、277ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、誠に雑駁でございますが、認定第 4 号の令和元年度長南町介護保険特別会計の歳入歳出決算認定の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜り認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第 4 号の内容の説明は終わりました。

認定第 5 号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の内容につき

まして、ご説明申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

認定第5号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、概要について説明させていただきます。

笠森霊園は、事業を開始してから42年が経過し、現在は、主に霊園施設の維持管理と墓所利用者へのサービス向上に向けまして、公営霊園として適正な管理運営に努めているところでございます。

令和元年度におきましては、昨年10月25日の大雨によりまして、霊園の外周のり面等5か所で土砂崩落が発生し、墓所区画を含む災害復旧工事を実施したところでございます。

また、霊園の墓所区画の使用状況でございますが、管理総数9,280区画に対しまして、令和元年度末の使用区画数は8,934区画となり、使用率は96.3%、前年度と比較し1%の減となりました。

それでは、別冊の決算書の事項別明細書によりまして、歳入から説明を申し上げます。

決算書の282ページをお願いいたします。

1款事業収入では、調定額5,712万5,780円、収入済額5,166万4,440円、不納欠損額22万2,420円で、収入未済額は523万8,920円となりました。

1項1目墓所使用料の収入済額は1,228万2,000円で、墓所60区画分の永代使用料でございます。

2目工事負担金の収入済額は81万8,000円で、墓所24区画におけるカロートの工事負担金でございます。

3目墓所管理料は、調定額4,174万5,580円に対し、収入済額は3,628万4,240円となり、22万2,420円の不納欠損処理をさせていただき、収入未済額は523万8,920円となりました。なお、不納欠損額の22万2,420円につきましては、墓所の承継者がいない8区画分の墓所管理料でございます。

4目施設使用料の収入済額は228万200円で、斎場等の施設使用料でございます。

次に、2款財産収入の収入済額は4万7,555円で、東京電力柱等の土地貸付収入と財政調整基金の利子でございます。

3款寄附金につきましては収入はございませんでした。

4款繰入金の収入済額は1,688万円で、財政調整基金からの繰入金でございます。

続きまして、284ページをお願いいたします。

5款繰越金の収入済額は830万1,333円で、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入の収入済額は19万5,001円で、普通預金利子及び墓所使用許可書再交付に係る料金等でございます。

以上、歳入合計でございますが、調定額8,254万9,669円、収入済額7,708万8,329円で、調定に対する収納率は93.4%となりました。

続きまして、286ページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款霊園総務費では、予算現額4,600万1,000円に対しまして、支出済額は4,357万1,815円でございます。主な支出につきましては、一般職及び非常勤職員の人件費のほか、事務運営に係る事務費、園内清掃の委託、霊園管理システムの使用料等の内容でございます。25節積立金におきましては、100万円を財政調整基金へ積立てをさせていただきました。

2 款霊園施設費では、予算現額2,765万円に対しまして、支出額は2,518万9,234円でございます。

288ページをお願いいたします。

主な支出につきましては、15節工事請負費2,059万3,220円となりまして、内容は、霊園施設維持管理工事といたしまして、駐車場の区画線の更新工事及び墓所区画等ののり面補修工事として194万520円、昨年10月25日の大雨による災害復旧工事といたしまして1,865万2,700円を実施いたしました。

3 款公債費及び4 款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額7,470万1,000円に対しまして、支出済額は6,876万1,049円で、不用額は593万9,951円となりました。

290ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。収入総額は7,708万8,000円、歳出総額は6,876万1,000円で、歳入歳出差引額は832万7,000円となりまして、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の832万7,000円でございます。

292ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1、公有財産及び2、物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

293ページの下段にあります基金につきましては、決算年度中に1,688万円を取り崩しまして、100万円を積立てしたことによる年度内の増減高は1,588万円の減となり、決算年度末の現在高は2,528万1,000円となりました。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、認定第5号 令和元年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第5号の内容の説明は終わりました。

認定第6号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

〔産業振興課長 石川和良君登壇〕

○産業振興課長（石川和良君） それでは、令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。

認定第6号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の長南町歳入歳出決算書の298ページをお開きください。この事項別明細書によりご説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

まず、歳入でございますが、2款1項1目1節現年度分の施設使用料でございますが、収入済額3,973万1,616円で、3地区の施設使用料でございます。また、2節は滞納繰越分使用料37万2,360円、22名分の収入でございます。

3款1項1目農業集落排水事業費補助金につきましては、機能診断補助金で収入済額200万円でございます。

4款1項1目一般会計繰入金につきましては、収入済額1億7,502万円でございます。

5款1項1目繰越金におきましては、前年度繰越金、収入済額145万3,220円となったところでございます。

300ページをお開きください。

6款1項1目預金利子でございますが、収入済額が834円でございます。

7款1項1目災害復旧費でございますが、予算は190万円を計上いたしましたが、次年度に繰越しをさせていただいたため収入済額がゼロ円となります。

一番下の歳入合計でございますけれども、調定額2億2,057万691円、収入済額2億1,857万8,030円でございます。収入済額におきましては、対前年度比2.5%の増となったところでございます。

302ページをお開きください。

歳出につきましてご説明を申し上げます。

1款1項1目一般管理費につきましては、職員の給与等で、支出総額は729万1,535円でございます。

2款1項1目施設管理費につきましては、支出済額4,479万7,415円でございます。内容でございますが、11節の需用費1,722万7,964円につきましては、修繕料のほか、電気料、水道料等でございます。

次に、12節役務費の支出済額は264万7,232円で、中継ポンプ90か所分の電話料でございます。

13節委託料、支出済額2,460万7,035円につきましては、3か所の汚水処理場などの汚水処理場維持管理委託料のほか、昨年10月25日の台風により停電となったため中継ポンプが動かなくなったことにより、汚水を処理場まで移送した汚水移送業務委託料等でございます。

304ページをお開きください。

14節使用料及び賃借料、支出済額11万8,404円につきましては、発電機使用料でございます。台風により停電が発生し、移送作業の際、通行の支障となる県道において、通行に支障が出ない箇所までこの発電機を持っていき、中継ポンプを稼働させました。なお、支出額のうち、4款予備費より8万6,000円を充当させていただきました。

続いて、15節工事請負費、支出済額14万2,560円につきましては、道路施設に関する維持補修工事でございます。なお、国道409号線米満地先のマンホール修繕工事53万9,000円でございますが、災害復旧工事に伴い、直ちに着工できないことから、次年度へ繰越しをさせていただきました。

3款1項公債費でございますが、支出済額1億6,359万3,686円でございます。1目の元金でございますが、支出済額1億3,521万4,178円は、起債借入金元金相当分の償還金でございます。2目利子につきましては、支出済額2,837万9,508円で、借入金に対する利子相当分の償還金でございます。

4 款予備費につきましては、2 款 1 目14節使用料の発電機使用料へ8 万6,000円を充当させていただきました。

5 款 1 項 1 目施設災害復旧費につきましては、10月25日の大雨により、千手堂地先の中継ポンプ操作盤が浸水したことによる復旧でございましたが、部品の供給に日数を要することから、復旧費170万5,000円を繰越しし、財源更正につきましては170万円を地方債から、5,000円は一般財源から繰越しをさせていただきました。

一番下の表の歳出合計でございますが、予算現額2 億2,307万3,000円に対しまして、支出済額2 億1,568万2,636円、対前年度比1.8%の増となったところでございます。

次に、306ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2 億1,857万8,000円、歳出総額2 億1,568万3,000円、歳入歳出の差引きが289万5,000円で、これから令和2 年度への繰越額54万4,000円を差し引きますと235万1,000円で、この額が実質収支額となったところでございます。

なお、次の308ページからは、財産に関する調書でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、雑駁な説明でございますが、認定第6号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして認定くださいますようお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで認定第6号の内容の説明を終わりました。

引き続き、認定第7号の内容説明を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

〔ガス課長 今関裕司君登壇〕

○ガス課長（今関裕司君） それでは、令和元年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について、ご説明申し上げます。

議案書の14ページをお開き願います。

認定第7号 令和元年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、令和元年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算を、特別監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月8日提出、長南町長、平野貞夫。

決算書は別冊になっておりますのでよろしく願います。

それでは、決算内容の概況から説明させていただきます。

決算書の9ページをお開き願います。

1、概況、（1）総括事項になります。

令和元年度末の需要家数は4,607戸で、前年度より7戸、0.15%の減になり、ガス販売量は798万5,514立方メートルで、前年度に比較し39万6,162立方メートル、4.7%の減となりました。これは、昨年の台風、大雨による災害と暖冬の影響を受けたことにより、大幅に減少したことによるものであります。

収益的収支につきましては、ガス事業収益6 億3,259万1,570円、ガス事業費用は6 億2,477万1,660円となり、当年度は販売量減により315万5,733円の損失となりました。

建設改良工事につきましては、主に経年管対策工事、白ガス管入替工事といたしまして、町道長南鶴枝線ほか13か所、2,253メーターを実施いたしました。

また、ガス供給条例の一部を改正する条例が令和元年12月13日に議決され、ガス供給施設の安全対策に係る修繕費を計画的に引き当てるため、令和2年4月1日より、基準単位料金を1立方当たり5円の値上げをいたしております。

今後のガス事業の運営につきましては、経営の効率化と経費の節減をさらに図りつつ、経年管対策事業の早期完了に向け、計画的に実施し、保安の確保及び安定供給に努めてまいります。

次に、10ページをお願いいたします。

2、工事でございますが、主な白ガス管入替工事の概況でございます。町道坂本90号線ほか供給改善に伴うガス低圧管入替工事、以下の9路線の工事と、その他といたしまして、漏えいによる緊急入替工事等が7件ございました。

次に、11ページをお願いいたします。

3、業務でございます。業務量及び事業収支に関する事項で、前年度との比較となっております。昨年の台風及び大雨による災害、また、暖冬により販売量減となり、2,971万8,110円の減収でございます。

次は、2枚ほど飛ばしまして、15ページをお願いいたします。

ガス事業会計キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によって実際に得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表したものでございます。令和元年度資金期末残高は、台風及び大雨による災害により、入替工事等の発注が一部できなかったことにより、期首残高から2,332万5,406円増の1億1,895万257円でございます。

16ページは、会計方針などを注記事項としてお示ししたものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

②ガス事業会計収益費用明細書でございます。税抜きとなっております。

主なものでございますけれども、収入では、1款ガス事業収益は5億8,113万1,408円でございます。うち、1項製品売上、1目ガス売上は5億5,882万4,131円で、前年度比2,391万1,439円の減でございます。

2項営業雑収益は、110件分の内管工事及び警報器、器具の収入でございます。

3項営業外収益は、利息及び会計制度改正による長期前受金戻入等でございます。

4項特別利益は、平成30年度分の賞与引当金不用額でございます。

次に、支出でございます。

2款ガス事業費用では、5億8,428万7,141円でございます。

1項売上原価、1目ガス売上原価は3億1,646万3,411円で、810万7,314立方メートルの原ガス購入費で、これは、合同資源及び関東天然瓦斯からの購入でございます。

2項供給販売費では、2億902万3,619円でございます。うち、9目修繕費993万2,736円は、633台分の検満メーター修理及び台風、大雨による災害に伴う修繕費等でございます。19目の委託作業費2,586万7,291円は、4,607件のメーター検針、ガス本支管漏えい検査、消費機器調査費等の委託料でございます。

3項一般管理費は、主に人件費と財務会計などのパソコンリース料でございます。

4項営業雑費用は、110件の内管工事費用でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

③ガス事業会計固定資産明細書でございます。年度末償却未済額は14億8,417万394円でございます。

次の19ページは、企業債明細書でございます。令和元年度未償還残高は25件分、5億3,737万4,499円となっております。

21ページ以降につきましては、参考資料といたしまして、長南町、睦沢町に分けたそれぞれの明細書を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、恐れ入りますけれども、前に戻っていただきまして、1ページをお開き願いたいと思っております。

1、ガス事業会計決算報告書でございます。税込みとなっております。

(1)収益的収入及び支出でございますが、各款項の内容につきましては、先ほど17ページで説明いたしましたので省かせていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入の決算額5,144万3,164円、1項企業債5,000万円は、白ガス管入替え等の財源でございます。2項工事負担金144万3,164円は、2件の新設分でございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出の決算額1億7,336万3,118円で、1項建設改良費1億4,261万2,039円、前年度比で4,456万2,710円の減でございます。これは白ガス管入替工事及び舗装本復旧負担金などがございます。

続いて、2項の企業債償還金は3,075万1,079円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,191万9,954円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税資本的収支調整額で補填させていただくものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

2、ガス事業会計損益計算書でございます。令和2年3月31日までの1年間のガス事業の経営成績を表したものでございます。税抜き金額となっております。

営業収益から営業費用を差し引き特別利益を加えた当年度は、販売量の減により、315万5,733円の損失でございます。損失分は前年度繰越利益剰余金で補填させていただき、当年度末処分利益剰余金は41万5,484円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

3、ガス事業会計剰余金計算書でございます。この計算書は資本金剰余金を表したもので、中ほどの当年度返納額として、損益計算書で生じた未処分利益剰余金を示しております。当年度末残高の利益剰余金合計では6,221万2,298円で、資本金を合わせました資本合計では8億5,913万4,045円でございます。

次に、5ページでございますけれども、4、長南町ガス事業会計剰余金処分計算書案でございます。右欄の当年度末処分利益剰余金41万5,484円でございますが、議会の議決による処分額はゼロ円でありますので、そのまま41万5,484円を繰越するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

5、ガス事業会計貸借対照表でございます。ガス事業の財政状況を明らかにするため、令和2年3月31日時点で保有する全ての資産、負債、資本を総括的に表したものであります。税込みとなっております。

白ガス管入替工事などの投資に伴い、左側の資産合計及び右側の負債資本合計、共に前年度比369万3,206円増の16億7,412万376円でございます。複式記帳の法則により成立しているところでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、令和元年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで、認定第7号の概要の説明を終わりました。

以上で議案第1号から認定第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第5、議案第1号から日程第17、同意第1号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。日程第5、議案第1号から日程第17、同意第1号までについては、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開につきましては午後1時15分を予定しております。

(午後 0時08分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時16分)

◎一般質問

○議長（松野唱平君） 日程第19、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問通告者は5人です。本日は、質問順位1番から3番までとします。

念のため、内容についてここで確認します。質問者は自席において要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

◇ 森川剛典君

○議長（松野唱平君） 通告順に発言を許します。

初めに、7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 7番の森川です。

議長の許可を得たので、通告に従い一般質問を行います。

冒頭に少し時候の挨拶をいたします。

コロナについては、第2波が収束傾向にあるように見受けられますが、全国の新規感染者は、先ほどのニュースでは294人だったかな、まだ多く予断を許しません。そんなさなかに、台風10号が観測史上最強という触れ込みで九州に上陸し、これもニュースが変わりまして4万7,000戸がまだ停電していると、こういうニュースが流れました。長南町では、前年に台風関連の3つの大きな災害に見舞われましたが、今年もまだこれからあるかもしれません。

そんな昨年の災害について、外部の協力もあり、今年3月にコロナの影響で実施できなかった、台風災害についての災害弱者や認知症の人を守るための語り場という長南町の災害体験、関係者の話合いの場が、リモートのテレビ会議で8月30日に行われました。

この中で、講師によると、崖崩れの場所は特定するのは難しいけれども、ハザードマップによる洪水の想定はほぼ正確に映し出されているという貴重な話がありました。また、高齢者や認知症の方は、身近な人の声かけや誘導がなければ、なかなか避難は難しいということも言われました。私たちは、前年の教訓を生かしながら、この後再び来るかもしれないコロナ禍の大型台風に備えていかねばなりません。

このことは、現在の可及的懸案事項であります。実はもっと大きな問題が長南町には待ち構えていると思っています。それは、過疎に関連する問題です。もう少し先の長南町の将来を考えたとき、2040年には町の人口が5,000人前後にもなるという人口推計がありますが、このままでは実現する可能性が大であります。それは、9月の広報を見ても分かりますが、人口は7,762人、前月比23人の減、内訳は出生がゼロ人、死亡は9人、転入9人、転出は23人、トータル23人の減、世帯もマイナス4となっています。これはある意味、災害より大変なことかもしれません。

そこで、今回は長南町の近い将来を憂慮して、件名で3件、要旨で4件伺ってまいります。よろしくご回答をお願いいたします。

それでは、1件目の移住に関わる住宅政策について伺ってまいります。

最近では、都市部に人口集中傾向も続いてはいるものの、田舎暮らしの希望者が増えてきました。長南町はUターン、Iターンなど、移住者に対する受皿づくりができていないと考えています。そこで、移住に関わる住宅環境の整備については、どのような基本政策を持っているのか。また、現状はどのように取り組んでいるのか、これについて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、1点目の件名、移住に関わる住宅政策、それと要旨の基本政策という内容と、現状にどのように取り組んでいくかについて答弁したいと思います。

平成30年に、12月の第4回定例議会に関しましては、同じような質問で答弁させていただきました。住宅環境の整備に関する基本政策といたしましては、現行の第4次総合計画の中で圏央道インターチェンジ周辺等の土地利用の促進を図るべく、小規模住宅開発事業を位置づけ、事業を実施してまいりました。平成29年度に完売いたしましたサニータウン米満は、その一つであると捉えております。

少子高齢化の進む現在において、本町のみならず、移住人口・定住人口の増加は重要な課題であると捉えて

おります。その中で、本町においては空き家情報バンクや空き家バンク登録促進事業補助金のほか、若者に対する移住定住支援といたしまして、若者定住促進条例に基づく住宅奨励金等を交付して、長南町への移住定住、あるいは町外転出への歯止めというようなことで寄与しておるのではないかというふうに思っております。

基本政策ということなので、今後につきましては、現在策定作業を進めております長南町第5次総合計画の中で、民間事業者による住宅開発やその誘導施策にシフトするなど、引き続きその方向性での施策展開を考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 第4次と前回の回答の中で進めているということで、基本政策については理解いたしました。

それでは、現況について何点か確認と再質問をしていきます。

町営住宅に関しては建設環境課が管理していて、空き家になると総務課の担当、移住になると企画政策課が担当ということによろしいですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 現在、移住業務については、空き家情報バンクとも関連するというようなことで、現在は企画政策課で所管しているということでご理解願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、企画政策課にお聞きします。

近所の人が、岡山県の移住相談で東京オフィスに通っているという話と、他町村ではリモートテレビで移住相談をしているところがあると、前回議会でお話ししましたが、本町では、長南町に住みたいという移住相談については、企画政策課の窓口でどうか、また、電話すればよろしいのでしょうか。また、企画政策課にその担当者はいらっしゃるのか、確認いたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） この移住相談における窓口、あるいは電話対応の担当課は企画政策課で行っております。当課で直接の担当ということで、うちの課員が行っているということでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、さらにお聞きしていきます。

ちょっとした転入や移住に関しても、それに関してはまず住むところが必要なんですね。住むところがなければ転入、だから転入が少ないというわけじゃないんですが、そういう需要の年間件数や移住の希望について、担当者が把握されているかどうか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 把握の状況なんですけれども、これにつきましては平成18年度のこの制度の開始以来、この関係につきまして延べ119人の空き家関係の利用登録希望がございました。現在、この利用登録者の方々に対しましては、希望に応じまして、長南町で今まで発生した情報等を、メール配信等を行っているところでございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） これは担当者が行っているということで理解いたしました。

それで、8月の広報を見ると、協力隊が町に移住するに当たり、なかなかよい物件が見つからずに、20件ほど訪ね歩いたという話がありますが、やはり移住に対して受皿がないのかなと思っております。今後は、町でも田舎暮らしの宣伝のために、移住のお試し体験ハウスなどあったらよいかと思います、その辺についてお考えはありますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） お試し住宅の関係なんですけれども、この状況、他市町村では、県内で私の知る限りでは、銚子市等では実際やっておるとか、近隣でもいすみ市だとか数件ございます。しかし、今のところそういった事例等を参考に、また財政状況等もございますので、そういった中で、今後総合的に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） そういう体験施設、千葉県、あるいは全国でもあるんですが、大げさに体験ハウスとまでいなくても、田舎暮らしやそういうものが、少しコロナでブームになってきております。だから、体験ハウスが無理でも、やはり今後は住民とか町民の理解、了解が得られれば、場合によっては貸間であるとか、下宿だとか、離れだとか、そういうものも活用できる範囲に入っていくと思いますので、ぜひ、移住住民の受皿ができるような前向きな取組をお願いして、次の件名の空き家対策について入っていきます。

空き家対策は、私を含め多くの議員が質問していますが、空き家対策が現在行われているのか、私は疑問に思っています。今後は移住者にとっても、空き家が重要な受皿になり、人の住む家となれば、町の活力にもつながるので、現状についての問題点や改善に向けて、空き家対策が充実するような観点から質問したいと思っております。

そこで、空き家対策については、以前は総務課に担当を置いて行っていましたが、現在はどこの課に担当がいて行っているのか。今、どのように取り組んでいるのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 先ほどの質問と若干関連しますけれども、現在、この空き家の移住相談関係につきましては、企画政策課で担当しているので、当課で担当ということでご理解願いたいと思います。

どのように現在取り組んでいるかという状況につきましては、空き家の所有者が物件の売買を行うため、その物件情報を町のホームページのサイトに載せる空き家情報バンク制度のほか、この空き家情報バンクに登録された物件の売買が成立した場合には売主・買主双方に補助金を交付する、空き家バンクの登録促進事業なども運用して、物件の流動化を支援しておるといような状況です。

また、今、森川議員のお話があったとおり、昨今のコロナウイルス感染症に起因する緊急事態宣言以降、地方への、田舎への回帰志向、そういったものが強まっております。実際、ここ二、三週間、1日ごとに問合せが来ておるといような状況ではございますけれども、実際、まだ供給のほうが進んでいないというのが現状であります。ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） その空き家バンクの情報をもう少し詳しく知りたいんですが、私もこの質問に先立って、8月16日にホームページをのぞいたら1件、昨日のぞいたら1件、ただ1件が件名が変わっているんですね。ということは流動しているんだなと。ただの1件ではないかもしれませんが、その辺をもう少し詳しく、過去は2桁ほどあったこともあると思うんですが、それがどのように現在動いているのか、少し詳しく教えてください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） ちょうど2週間前に、森川議員と、この一般質問に関しての打合せをしているときには、ちょうど茗荷沢地先の物件と、それと豊原地先、2件ございました。その後、この間に、この1件の豊原地先につきましては、町のサイト、ホームページと、民間のサイトにも載っかっているといような形で、ダブルで載っかっていた物件が1つございました。

その豊原地先の物件が、不動産専門業者のほうを通じて、そちらのほうで売れたといようなご連絡がございましたので、現在は、その1件が売買契約が成立して、茗荷沢地先のものが現在1件で、ホームページのほうに掲載されているといような状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、供給がなかなか追いつかないというお話がありました。日本全国約1割が空き家なんだそうですね。長南町も、以前の方のお話とか情報だと240件ぐらい、それから、賃貸が少なくても30件ぐらい、最大でもというお話がありました。そういう旧情報はどのように生かされているのか、また活用されているのか。旧情報についてどうなっているのかお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） この空き家の旧情報の利活用はどうかというご質問内容です。

森川議員さんよくご存じのとおり、ちょうど平成28年から29年、このときに当時は総務課のほうで、この関係についてはデータ等を収集しておりました。それから、正直、現在に至るまで、特にこの情報の活用はして

ございません。

しかしながら、こういった状況等を素早く対応するために、今年度の下半期より、会計年度任用職員をまた雇用することによって、その旧情報の更新作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

こういったコロナ禍の状況で、移住先としての空き家需要が高まっているというような状況が、先ほど申しましたとおり、問合せ等が増えておりますので、できるだけスピーディーに、その内容に対応できるような体制を構築していくように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 私も空き家探し、地域協力隊とは違った面でも何件か聞かれてやったことがあるんですが、やはり情報がないと、しかも相続関係がはっきりしていないと、なかなかアタックできないとありますので、私たちにその情報をくれということではないんですが、そういう情報が共有できて運用できると、非常に空き家の受皿が増えていくかなと思っております。

私が知っているだけでも、その他として、空き家になった実家を管理されている方と話をすると、埼玉の方、退職後は住みたいと。ただし、水田や畑はとても手に負えないので、その辺は誰か使える人がいませんか。じゃ、私はこの聞いた情報をどなたに伝えておけばいいのかなと。地域で共有すると早いんでしょうけれども、空き家だけではなくて、今のように里山関係のことも持ってくる人もいますので、そういう意味でどこかで共有できる部分を、今後検討していただきたいと思っております。

それでは、ちょっと観点を変えて、先ほど不動産の話が出ましたが、やはり空き家バンク、ただ登録するだけではなく、不動産業者と一緒に登録をダブルで登録したと。これは実は妹の家もそのような空き家登録したことがあります、民間に登録した途端に引き合いが来た。ですから、やはり空き家については不動産、それから改修などを含めて、民間の方として協力してやっていくほうがいいとは思いますが、そういう協力団体とか、協力をお願いするとか、そういう考えについてはどうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 空き家情報の民間との協力ということなんですけれども、当時、平成29年1月27日に空き家情報バンク制度、空き家の媒介に関する協定ということで、町内の宅地建物取引業者3社の方とそういった協定関係を締結してございます。とはいうものの、それをさらに発展させるために、今後とももっと長期的には民間の不動産業者、先ほど事例というのは茂原の業者だったんですけれども、そういった業者、あるいはNPO法人らとまた連携を随時取る中で、この事業を進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、これについてはまとめの要望ですが、広報9月号のさっちゃん里山通信というのが掲載されていまして、空き家の修理を手がけている方たち、それにボランティアが参加していると。そういう方たちともぜひ協力して、今後、空き家の受皿を進めていってもらえたらと考えております。よろしくお願ひします。

それでは、要旨の3に入ります。

冒頭の挨拶にも申し上げましたけれども、20年後にはこの町の人口は何人になっているか。5,000人。そうすると二千何百人減るわけですが、その中で、独り暮らしや老老世帯の家が何件あって、そういう人たちが、空き家の予備軍というと失礼なんです、そういう方たちが子供と同居していない今、これは空き家はかなりハイペースで進んでいくと、私は考えております。

そこで、空き家が発生してからではなくて、空き家が発生する前に、事前の対策で押さえておくことも必要だと考えています。その辺について、事前の対応については考えているかどうか、これについて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、森川議員おっしゃったとおり、高齢化の進展に伴いまして、今後空き家となる物件というのは相当数増えていくものと推測されます。所有者側においても、どこの地域も同じような感じだと思うんですけども、知らない人に売る、あるいは貸すことについては非常に抵抗感をお持ちになる場合、あるいは物件の相続の関係が整っていないケースなど、多々、物件の流動化につながらない要因は数多くあるというのも、現実として認識しております。

しかしながら、先ほどの回答で申し上げましたとおり、このコロナ禍以降の動きを的確に捉えるためには、可能な限りそういった物件の流通の俎上にのせるということが、まずは肝要、非常に重要だというふうに考えております。将来にわたりまして、この人口減少問題、高齢化、そういった中でこの第5次総合計画、あるいは第2期の地方版総合戦略、そういった中で明確に位置づけることで、そういった問題の観点も捉え、継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 今、全体的にお答え願えたんですが、ちょっと具体化に進んでいきたいと思うんですが、老老世帯、あるいは独り暮らし、こういう高齢者の転出も増えてきています。これは狭い地域ではすぐ情報が入って、あそこの家の人は娘さんに世話になっているんだねとか、施設に入ったんだとか、そういう空き家の仮の予備軍、そういう情報把握はできています。これについては個人情報に含まれていますが、そういう空き家状態なのかどうか、この辺を積極的に把握していくと。この辺の情報を集めたりとか、そういうことは現在はいしてないですか。その具体性だけについてちょっとお聞きします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 福祉部門でそういった情報は把握してございます。

しかしながら、現在そういった観点から、うちのほうからアプローチ、あるいは調査するというようなことは、個人情報の制度の観点から配慮して、厳に慎むべきものかというふうに思料いたします。

ご質問のそういったケースの場合には、生前から理想的な話なんですけれども、家族間でそういったことを話し合って、相続等の関連がきちんと、しっかりと整理されていれば、そういった物件の流通が認めて、またそれぞれのご家族にとっても、その財産の有効活用ができたのではないかとというふうに思料いたします。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） 言い方は難しいんですけども、ハザードマップですよ。洪水のときはここに水が来る。高齢者、老齢者、予備軍の地図じゃないですけども、その辺も非常に把握は難しいんですけども、データとしてはやはり今後は持っていたほうがいいのか。この辺、無理にハードで持たなくても、地域の方に持っていただくとか、そういう方が定期的に情報を提供してくれるとか、そういう方法もあると思いますので、そういうデータ、今後は空き家情報の把握についてお願いしたいと思います。

それで、その空き家が本当に役に立つのか。ただそこに存在していれば朽ち果てている。私たちが空き家探しをしたとき、10軒歩くと7軒ぐらい朽ち果てているような空き家が多いです。その原因として相続がはっきりしていないと、これの辺が一番大きいようですが、行政として、相続人が決定する、決まるように、そういうアップする、はっきりする対策とか、そういう施策については積極的に考えられないですかね。行政のほうからアプローチするという。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） こちら、現状では、相続登記が義務ではなく任意による手続となっていることや、登記するための費用、また時間などの手間を要することから、相続登記が早期に行われず、結果として所有者不明の土地や家屋が増えているものと考えております。

現在、国においても。生活環境の悪化の原因や、インフラ整備、防災上の重大な支障となるなど、対応が喫緊の課題となっており、相続登記の義務化や登記申請を簡素化する制度などが検討されております。町としても、所有者不在とならないようにすることが望ましいものと考えておりますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） コロナで税収も減ってきていると、先ほど説明がありましたが、やはり相続税、それはこっちに入らないのかな、町に。固定資産税は関係しておりますので、そういう徴収にも関わってきます。そういうことで、早く相続人をはっきりしてくれとか、そういう打診を続けていくとか、そういう方法を取れるような具体的な方法というのはないですかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） 今でも相続人代表者指定届や納税管理人申告書などの提出をお願いしております。さらに、この6月の定例議会で承認いただきました町税条例の一部改正により、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記されるまでの間における現所有者の氏名や住所などの申告期限を3か月以内と定めさせていただきましたので、必ずこの申告書を提出していただくなど、今後の所有者不明土地等が発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

また、相続登記には費用や時間がかかるので、できればやりたくない考える方もいらっしゃるかと思いま

すので、納税相談等を実施する中で相続登記に関するメリットやデメリットなどの説明をして、所有者不在の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） これは参考意見になるかもしれないんですが、相続に関して、最近は終活の部分でエンディングノート、こういうものが話題になっています。エンディングノートにはいろんなことを書くんですが、相続のことも書かれるだろうと想定されます。これは、親子で話し合っただけでエンディングノートを活用し始めた、そういう方も聞いております。このエンディングノートについては、その概要とかご存じですかね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、長谷英樹君。

○税務住民課長（長谷英樹君） エンディングノートという言葉は聞いたことがございますが、税の関係でこれまで活用したことはございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） まだ、これも話題で少しずつ浸透し始めてきていることですが、これを推進することで相続が進む場合もありますので、ぜひ興味を持ってご検討ください。

それでは、3件目、最後の地域おこし協力隊について伺ってまいります。

前回の地域おこし協力隊の方は、残念なことに途中で退官されたそうですが、今回の隊員については世帯で越されてきていて、永住希望もあるとお聞きしています。しかし、着任に当たっては、先ほど申し上げたように、住居探しが非常に難航したと聞いております。そんな住環境の長南町ではありますが、ぜひ、地域おこし協力隊の方が長南町に根づいて、そして後続の方を呼び込んでほしいと考えています。

そこで、今回町の地域おこし協力隊の任務と位置づけ、活動環境についてお聞きしていきます。位置づけと環境活動、その辺をお願いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 地域おこし協力隊につきましては、今年度より会計年度任用職員という形で採用してございます。先ほど来、広報等のお話が出ておりますけれども、現在任命している方は女性隊員の田島氏でございます。

勤務条件といたしましては、平日の朝9時から夕方5時までの間に勤務する、常勤よりも短い勤務時間となります。パートタイム会計年度任用職員として活動しております。

活動内容といたしましては、もとより本人の強みでありました食と農の分野から、本町の魅力をSNSやブログ等を通じまして発信していくこと。また、田舎暮らしを志向する人たちとの橋渡し役となるべく、本人の物件探しの体験を生かしながら活動しておるという状況でございます。平素は、取材活動のために現場に赴きまして、その他の時間は企画政策課内で日々の日誌、あるいは活動状況の報告、そういった事務作業、あるいは町の情報発信、SNSやブログの更新、そういったものを通常業務として行っておるということで、ご理解

のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） では、いろいろと再質問させていただきますが、まず、今活動、ブランドのものとか取材をするとかお話がありました、こういう活動に際して予算が必要な場合も出てくると思うんですが、その場合、予算は使えるようになっているんでしょうか。それについてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） この地域ブランドや空き家活動の予算について考えておるかということでございます。

現在、活動内容であります食と農や、移住希望者との橋渡しの中で、地域ブランドの醸成や空き家への移住などについて展開が図られているものと考えております。活動的な予算につきましては、現時点では本人に対する人件費等を中心としたものを特別交付税の範囲内で執行しておると。当然、活動するに当たっての車両のリースとか、そういったもろもろ含まれているということで、ご理解を願ひたいと思ひます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） まだ着任してきたばかりですが、いい広報の取材ができておりますので、そういう活動予算が必要な場合には、また取っていただきたいと思ひます。

それでは、活動環境についてお聞きをします。

先ほど9時から5時とお話しされましたが、やはり取材をする中で、土日もあるでしょうし、夜間もあると思うんですが、その辺は代替休暇とか振替とか時差出勤とか、その辺についてはどうなっていますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 彼女の活動、業務環境ということでございますけれども、勤務条件通知書の中では、この休暇等については定めてございます。今おっしゃったとおり、この休日出勤の振替のほか、夏休み3日間、そういったものが与えられております。また、日々の活動の中で夜間の会合等への参加もあります。そういったものについては振替出勤だとか、あるいは時差出勤、そういったものは柔軟に対応しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） これは柔軟にという形で聞きましたので、パスしようと思う質問なんですが、職員とは違ひ日報を書かなきゃいけないという項目があるんですね。で、取材以外のときは企画政策課の中においてほしいと。これは考え方なんですが、以前の方もやはりちょっと息が詰まったところがあったようですから、自由度についてひとつご検討して、活躍していただきたいと思ひます。

それでは、ほかの質問に行きます。

地域おこし協力隊は、1年ごとの更新で最長3年とお聞きしていますが、ぜひ、その後も長南町に根づいて

いただきたい。また、根づいていただくためには、本人がこの長南町で何らかの職とか、あるいはやることを見つけなきゃいけないんですが、その辺についてのフォローや応援することは何か考えておりますか。

○議長（松野唱平君） 最後の質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） この長南町に根づいていただける応援、支援方法ということでございます。

今、森川議員がおっしゃったとおり、この地域おこし協力隊は1年ごとの更新でございます。最長で3年ということで、その間にこの長南町の地域に根づいた就労ができるように、各種のセミナーや起業に、そういったことに関する情報が総務省から発出されております。また、こういった自ら企業を起こすことに関しての資金的な支援の制度、総務省のほうから上限100万円といったようなものもございます。

そういった中で、この活動の期間中にできるだけ定着していただくような方向性を検討しつつ、この地域にご本人が根づいていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、最後の質問になっていくと思いますが、地域協力隊、30代、40代の定着率、大体で話をすると60%ぐらいあると。これは情報は秘密かもしれませんが、来られた方は30代、定着率がいいような方ですよ。定着していただけると町としてはうれしいんですが、やはり1人ではなくて、他の町村も複数でやられているところが多いわけですが、今後増員する考えがあるかないか、それについてお聞きいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） まず、このご質問に関連し、状況のほうを元年度ベースなんですけれども調べてございます。日本国内で、隊員数が5,349名、1,071の自治体で地域おこし協力隊の方がいるということで、千葉県内では52名、6市4町ということで、今おっしゃったとおり、館山市では元年度ベースでは5名、勝浦市は1名、鴨川市は8名、富津市は1名、南房総市は8名、いすみ市は15名、長南町が1名、大多喜町が5名、御宿町が4名、鋸南町が4名というようなことで、千葉県内では52名というような内訳になっております。

そういったことで、国のほうもこの地域おこし協力隊には特に力を入れてございます。そういったことで、今、田島さんが来ておられますけれども、また1名の増員も視野に入れながら、地域おこし協力隊をうまく活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） それでは、まとめの発言になりますが、今回、移住問題から入りましたけれども、長南町に来てくれる若い人材は本当に貴重な存在です。広報の9月号に、さっちゃん里山通信にも地域協力隊として取材して、移住者の言葉を伝えてくれてあります。私たち町の住民が分からない、気がつかない長南町の魅力についても発信していただいております。これは町にとってもすばらしいことだと思います。

ただ、前任者のこともありますから、過度のプレッシャーにかからないよう、静かに一町民として私は応援

していきたいと考えています。

最後に、この地域協力隊の任命者の町長にお聞きいたします。

9月号の里山通信に町長が、その協力隊の田島さんを含めた4人でにこやかな顔で写っているんですが、その辺も含めて、ぜひ地域協力隊に何か考えや活用方法、いろいろお考えがあれば、ちょっと一言お願いしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 今の広報に、にこやかな顔で登場されているという話がありましたけれども、田島さんにおいては、ご縁があって地域協力隊ということで長南町に着任していただいたわけでありますので、私としても大いに期待をしております。

これから、町の地場製品のブランド化や開発、あるいは農林業の従事者ということで、地域おこしにご尽力をいただくことになるわけであります。そして、隊員として培った知識、技術を生かして、本町に定住していただければいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 7番、森川剛典君。

○7番（森川剛典君） ありがとうございます。

急遽質問をいたしましたけれども、町長もきっと心の中でいっぱい応援していると、そんなふうに思いますので、ぜひ地域協力隊のほうについても、今後の活躍を期待して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、7番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。2時15分を予定しております。

(午後 2時01分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

◇ 加藤喜男君

○議長（松野唱平君） 一般質問を続けます。

次に、10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 10番、毎度おなじみの加藤でございます。よろしくお願いいたします。

議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

治療薬やワクチンの開発が待たれる新型コロナウイルスですが、日本経済、世界経済に大きな影響を及ぼしています。

一方、昨日の台風9号により、大きな被害も多く発生しており、当地でもいつまた昨年の二の舞になるか分からないと。日頃の準備、心構えが必要でしょうということでございます。

日本での報道は僅かでしたが、中国や朝鮮半島、特に中国では、全長が6,300キロにも及ぶ長江、揚子江の周辺に、豪雨、長雨で農地が大きな被害を受けております。この川の途中には、世界最大の三峡ダムというものもあるわけですが、この農地が大きな被害を受けたことによりまして、食料の不足が心配されているということです。また、北朝鮮の食料事情も最悪なようであります。

ここで、一部の情報によりまして、中国人による日本米の買い集め、農家から直接、高額な価格で買いあさるというようなことが始まっているとの話も漏れ聞きます。マスク不足の二の舞にならないように、政府やJAは、主食の防衛については慎重な対応をさせていただきたいと思うところであります。我々も注意して、必要があれば政府に意見書の提出などがあってもいいのかなと考えます。

また、中国では長期に居住区が水没して、衛生面が相当悪くなっていると思います。新たな感染症の発生も懸念されるので、注意をしておかなければいけないというふうに思いました。

このような国内外の情勢の中、本町も含め、日本の自治体では、コロナ禍で年中行事のほとんどが中止になっているものと思います。また、来年もどうなるかよく分からないと。本町職員の方々は、多くの行事がなくなったことで時間的な余裕も多少あるのかなと。こういうこととは限りませんが、時間があればリテラシーの向上に努めていただきたいと思うところでございます。私は以前より、職員に簿記の3級ぐらいは全部取っていただいて、これを推奨していただいて、経営的なセンスも高め、よりよい行政運営につなげていてもらいたいと思うところでございます。

では、今回の質問でございしますが、5点ございました。よろしくお願いをします。

初めに、各種災害と備蓄品についてということでお聞きをいたします。

長南町地域防災計画にもありますけれども、災害には台風などの風水害と地震が二大自然災害であろうかと思えます。また、今回のコロナ感染症についても、医療災害と言ってもいいのでありましょう。自然災害では、停電や断水、都市ガスの供給の停止、通信の不通、ガソリン・灯油などの燃料の遮断など、また、家屋の浸水や倒壊、道路の決壊、遮断なども考えられます。

町では、今までの経験を踏まえ、今述べたような災害を考える中でどのような災害を想定しているのか。順番に並べてもらって結構ですので、どういうものを考えているかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） ご質問の中にありましたとおり、地域防災計画では、風水害・震災編を二大災害と想定しております。これらの災害に起因した停電や断水、家屋被害、道路の遮断などが一般的に想定される災害として認識しており、これ以上細分化した災害は想定しておりません。なお、現在はコロナ禍でもあることから、避難所におけるコロナ対策も災害の大きな課題として捉えて、本年6月号の広報、また、ホームページへの掲載、さらに7月には毎戸へ配布というような形で、事前の対策などを周知しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

あまり私が今まで言ったような細分化までは至っていないというふうな感じなのかもしれませんが、いろい

ろ物を買そろえるについては、いろいろな想定をしておく必要があろうかと、しておいてもいいんじゃないかということで、また、十分この辺は検討をしてみたいのかと、お願いをしていきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

次に、いろいろな災害に対して、必要な消耗品とか備品とか備蓄していくわけですが、その種類は医療関係も含め多くの種類に及ぶと思います。備蓄品の項目や必要量について整理されていると思いますので、確認という意味で、備蓄品の数量、必要量について、書類上、リスト上がきれいに整理されておるかどうか、確認という意味でお聞きをいたしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 地域防災計画では、被害想定を東京湾北部地震といたしまして、1日後の避難者を2,911人、対象者を3,000人としております。備蓄目標ですが、食料を6,000食、簡易トイレを50基としており、食料・水については備蓄目標を満たしておりますが、簡易トイレにつきましては10基程度となっておりますので、段階的に整備していきたいと考えております。なお、コロナ禍である現状を踏まえまして、地方創生臨時交付金、これを活用しました感染症対策に係る防災備蓄品、これを購入しているところですが、このほかの備蓄品につきましても、幅広く備えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今お聞きした品目、数量もよろしいんですが、私は、もうちょっと細分化をしてリストをつくっていくべきであると、当然あると思います。ただ言わないだけであって、もっと細かい数量が何個何個ということを含めておくべきであって、それを目標に準備を、備蓄をしていかなくちゃいけないんじゃないかなということ、前にも言ったような記憶がありますけれども、そう思っているわけでございます。ぜひとも、これ、ないとは思いませんので、先ほどの大きなものではなくて、小さい小物から全てのものです。

今回、大枚をはたいて、交付金でしょうけれども、コンテナを買って配置するというところであります。その中に何を入れるんだということでもあります。何が入っているんだということでもあります。あれだけのスペースで、あれだけの個数で、それだけでなくほかの場所もあるわけですから、中に入れる必要な考えられるものの数量、入っているものの数量、また状況によって何年かごとに入れ替えていかなくちゃいけないものもあるでしょうから、その辺をまとめてあると思うので、そこを確認しているつもりなんですけれども、そういう細かいもの、今回倉庫に何を入れるかという細かいようなものは全く整理していない、ただ勝手に買っているというだけで言っているんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 備蓄品のリストということだと思いますが、まず、食料・水につきましては、消費・賞味期限があるということで、定期的に本数を確保するように入れ替えております。災害時、また避難所運営に必要な資材につきましては、随時整理いたしまして、リスト化し管理しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 順次リスト化し管理をしているという、今ご回答をいただいたわけですが、進行形でよろしいんですが、その内容を、今回の中でホームページ等で開示できないかということも聞くつもりで、聞きたいと思っているんですけども、ホームページで開示できないのであれば、議員、我々にだけでも、取りあえずこういうもので、こういうリストで、全リストを、軍手から何でも手袋から、今回小学校で手袋を買うというのがありますけれども、学校も含めてそうなんです、学校、役場の備品は何が、どういう種類が何個あるんだと。鉛筆1本でもいいんですけども、もうそこまで細々にわたって全部つくっておいていただかないと、何が買っているか分からない、それに加えていけばいいわけでありますから、その辺をつくっているということでありますけれども、これは議会、我々に開示していただけますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） まず、最初にお話のあったホームページ等での公開ということをや若干触れたいと思いますが、以前調べた範囲では、近隣の市町村、ほとんどホームページでは公開しておりません。なぜかといいますと、三、四年前ですか、結構防災倉庫をこじ開けられまして、中の発電機等を盗難に遭ったという事例があります。そういうのを考慮してあえて公開はしていないと。本町でもそういう考えで公開していないという現状でございます。

中身につきましては、マスク、フェースシールド、また、この感染症でプラスしたものも細かくしたリストで、加藤議員が考えているリストで管理をしております。公開等については、所定の手続をもって公開になるかと思っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 所定の手続をもってくれれば見せないことはないですよという話だったと思いますが、分かりました。所定の手続が要るのかどうか、ちょっと疑問な点もありますけれども、今回何かコンテナ買うわけですから、最低そのコンテナごとのリストというのは当然できてくると思いますし、それがなければ、何が不足しているのか、何かあるのか分からなくて右往左往するわけですから、それだけでも取りあえずの暫定として、今回そろったら1回開示していただくようにしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

小さいものまでやったらどうですか。軍手1個でも、もう何でも、小さい商店を運営するような感じで、ちゃんと帳簿をつくって管理をしていただきたいと思います。開示したから泥棒が入っちゃったというのも、今聞きましたけれども、そういうこともあるかもしれませんけれどもね。ちょっと何とも言えませんが、分かりました。では、この件はこれで終わりにいたします。ありがとうございます。

次に、職員の災害対策訓練ということで、コロナ騒ぎで、恒例である今年の防災訓練は中止なのかなあと、勝手に思っていますけれども、厳しい状況にあるなと思います。去年は災害対策本部を立ち上げる事態に至り、貴重な経験をしたわけでもございまして、当然のことながら、去年の一連の災害における総括はなされていると思います。この関係についてもお聞きしたいところではございますが、今回は、非常時・緊急時の役場職員の

対応、行動、機敏な対応、対策が最も重要であると思います。町民と一緒にやるのも重要ですが、識者たる職員の訓練、これは非常に重要じゃないかと思います。昨年の経験を踏まえて、職員にはどのような訓練があったらいいのかなというような考えがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 防災訓練につきましては、平成8年度から毎年実施しまして、昨年度は10月25日の大雨により中止いたしました。これまで23回、毎年少しずつ訓練内容を変えながら、住民の皆さんの参加を得ながら実施してまいりました。

訓練の内容でございますが、昨年の一連の台風災害によりまして、5か所の避難所を同時に開設したという、その経験を踏まえまして、今後も職員における避難所開設運営、住民の参加を交えた体験訓練など、積み重ねていくことが必要だと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今年の町民を交えた訓練は見合わせるということによろしいですか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 本年度の訓練につきましては、現在コロナ禍でありますことから、3密を避ける観点から、住民の方の参加を見合わせまして、職員のための訓練を今予定しております。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対策、その臨時交付金を活用いたしまして、防災備品を購入しております。感染症対策備品、パーティションですとか段ボールベッド、ドームテント、そのような資機材を使った避難所開設運営、また保管場所の確認などを10月25日、実施を予定しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 大変よろしいことだと、今、聞いていて思いました。10月25日にそういう組立て訓練とか、いろいろ訓練を考えていくということで、非常によろしいと思います。頑張ってやっていただきたいと思います。それではこの質問を終わります。

次に、3つ目でございます。区長についてということで、件名で上げております。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、区長については、非常勤の特別職として任命することに問題が生じたことから、第1回定例会で設置条例を廃止しました。そして、新たに区長設置要綱が設置されたと思います。この要綱は既に町の例規集に掲載されておるわけですが、たしか例規、4月の第1回定例会ではちょっと拝見はしていなかったと思います。この要綱によりまして、区長は公務員ではなくなったということから、ある意味、ちょっとグレーゾーンでありました区長の選挙活動とか、そういうのが全くクリーンになって、選挙では区長さんを堂々と使えるというようなことでは、何よりのことかと思えます。

そこで、区長の職務について伺うわけですが、以前の条例では、改正前の条例では、廃止した条例では、区

長にお願いする職務については、本町行政の効果と便宜を図るという、たったこれだけの文字数で漠然としたお願いをして、区長さんをしていてもらったわけですが、今回の要綱では、幾分細分化・明確化されて、区長及び区長代理者は、住民の安全・安心確立のため、当該地区を把握するとともに、町及び関係団体から住民へ伝達する事項の周知及び配布に関する事、地区住民の要望・意見等の聴取及び町への伝達に関する事、このほか町が行う対策及び各種業務の支援に関する事となりました。

これだけ明文化されておるわけですが、町及び関係団体から住民へ伝達する事項の周知及び配布に関する事と、地区住民の要望・意見等の聴取及び町への伝達に関する事については、配布物の依頼とか、地区住民の要望の取りまとめなどは分かりますが、このほか町が行う対策及び各種業務への支援に関する事と、そのほか、今言ったそのほかの中に大事な職務があるような気がするわけでありませう。

恐らく、災害時の関係もこの中の項目を使って依頼もあるのだと思いますが、要綱によれば、補足で必要な事項は別に定めるといふふうには書いてありますが、定めていないということだと思ひます。もう少し、依頼する職務の内容を、項目的にでも結構ですので、お聞かせをいただければと思ひます。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 区長の職務につきましては、長南町区長設置要綱第2条によりまして、先ほどの質問の中身にありました3点を規定させていただいておりますが、やはりメインとなる職務、これにつきましては、地域と行政のパイプ役としての業務であります町からの伝達事項の周知と、地域住民の要望・意見等の聴取及び町への伝達だと考えております。このほか、町が行う対策及び各種業務への支援に関する事の中で、昨年のような災害が発生した場合には、必要に応じて随時、地区内の被害状況の把握や、新たな事業を行う際、関係者との連絡調整などの協力をお願いすることを想定しております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） チラシの配布なんていうのは別の手段でも、いろいろやろうと思えばどうでもできるわけですし、意見の聴取については区の代表者の方がいいと思ひますが、今最後におっしゃった災害時の関係を要望するとすれば、去年の災害時も、何かベツドを要望して現地調査等を一緒にお願ひしたようなことで聞いておりますが、明文化しておいたほうがいいんじゃないかなというような気もしましたので、ちょっと今回取り上げさせてもらいました。

一番大事な災害時の関係で、区長さん方に職員と協力しながら現地調査を案内していただくと、その区を理解しているのは区長さんということを考えれば、職員の方も、新しい方は場所さえも分かりませんし、どこに行ってもいいかも分からない。そこに区長さんが登場して区を案内していただくという、これは一番ある面では大事な仕事じゃないかな、お願ひする項目じゃないかなと思ひます。この項目があまり明文化していないので、その辺がちょっと、また機会があれば少しまた考えていただきたいと思ひするところがございます。分かりました。

次に、区長の災害補償に関する関係を確認するんですが、今回の条例の廃止により、区長は非常勤の公務員ではなくなったということです。このために、今まで入っていた区長の災害補償制度が、公務員でないから今までのあれが使えないということは分かりますが、別の制度による災害補償に移行したということで、さきに

聞いておりますには、自治体委託業務等災害報償保険制度ということの制度になったということでございます。制度名は別として、この保険制度で区長さんのどの範囲が災害補償として補償されるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 適用の範囲ということでございますが、区長設置要綱第2条に規定します、職務途上における万一の事故等を考えております。補償内容につきましては、職務中において災害を被った場合には、一定の要件を満たし、保険の対象となる事故の場合につきまして、入院時については日額5,000円、通院時については日額3,000円など、そのような補償が受けられることになっております。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） これは大変難しいですね。365日区長さんがいて、どこから区長の仕事になるのか。配布物を町からもらって下役に持っていく、これは対象になるんでしょうけれどもね。線引きが非常にこれ難しいということだと思います。

なるべくこんな保険を使わなくてうまくいってくればいいんですけども、万が一使ったときに、非常に、ある面で裁判まで行っちゃうようなこともあるのかもしれないということも聞きましたけれども、非常にこれ曖昧ですね。どこから区長の仕事になっているんだということが。この辺ちょっとまた、よく保険制度会社にいろいろな例を出しまして、よく検討していたほうがいいんじゃないかなと思うので、よろしくお願いをします。

それで、この保険制度、自治体委託業務等災害補償保険制度ですけども、これは公務員じゃなくなった方が町の仕事を頼まれてしたときに適用して、補償をしてもらう制度だということで、例えば我々議員が、今日は公務でここに来ていますから、行き帰り、ここでまた地震があって死んだ場合でも補償がされるんですが、公務じゃなくて議員らしき仕事をしていたというようなことも、今議会で、我々も検討しておりますけれども、その中で、議員が公務じゃないんだけど、公務のようなもどきの災害に行って何かをやっていたとかいうことを考えたとき、議員はこの制度に加入できるんでしょうかね。後でまた結構なんで、多分無理だと思いますけれども、何か分かればちょっとお聞きしたい。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） この保険につきましては、区長、自治会長ですか、有償のボランティアを対象とした保険になっておりますので、それ以外の方は加入できないことになっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。要はボランティアというか自治会長といいますか、町から報償をもらって仕事をしている方々の保険であるということですね。分かりました。

議員でも入れるのかなと思ってちょっと聞いてみたところでございますが、関連で、近隣町村で区長という呼び名にしているのは、これで本町と一宮町ぐらいで、ほとんどの田舎の自治体でも、こういう組織は自治会

という名前にしておるところが多いようです。自治会、自治会長であれば、有償ボランティアなんていうわけの分からない言葉ではなくて、ただ報償で、自治会長には町から報償が出ますよということで、さっきの保険は全く問題ないわけですけども、この要綱の検討の段階で、この区長という名前を自治会に変えようなんていう発想の検討はなされなかったのか、お聞かせください。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 本町では過去から区長という呼称で行っておりまして、その名称は浸透しております。そのような考えで、あえて自治会という名称に変更することについては考えておりませんでした。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 今回は、条例を廃止していくということで、区長の関係のそうした大改革であったわけであります。このときに一緒にそこまで検討していただいて、田舎だから自治会という表現ではなくて、都会でいっぱい住んでいるから自治会があるのかなというわけじゃなくて、田舎でも自治会というところは郡内にも半分以上ありますのでね。できればそうしていただきたかったなと思って、議会のほうも廃止案をもらったときに、よく要綱を確認しまして意見を述べられればよかったかなということで、ちょっと遅きに失したなということで、勝手に反省をしているところでございますが、分かりました。この件については、これで終わります。ありがとうございます。

次に、移ります。

西部工業団地計画跡地の状況について伺うわけでございます。

本件は、3月の第1回定例会議の一般質問でもお聞きしたところでございます。今井財政課長からは、そのとき、株式会社コロニーから株式会社ライブを設立し、オーガニック農法による循環型農業を展開する事業提案であり、昨年の9月28日に住民説明会を開催したと。現在は事前の準備等をしている段階で、賃借料については適正な価格により貸し出すことを考えていると。が、具体的な協議には入っていないということの回答をいただいたところでございますが、あれから何か月もたちましたものですから、その後の進捗状況が分かればお聞きをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） 西部工業団地計画跡地の進捗状況についてでございますけれども、株式会社コロニーからオーガニック農法を活用した循環型農業の事業提案があり、昨年の9月に住民説明会を開催し、現在に至っているところでございます。

石原社長とは、不定期ではありますが、コンタクトを取りまして、主に電話連絡でございますけれども、その中で状況を伺う中では、海外情勢やコロナの影響もあるとのことと進んでいない状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。

昨年の9月12日ですから、ほぼ1年前ですね。この場で、議会議員全員協議会を招集させられて、長南町におけるオーガニック農法による循環型農業を展開したいとする、株式会社コロニーの代表である石原氏より説明を受け、2週間後の9月28日に町の改善センターで住民説明会が開催されたところであります。

この説明会は、コロニーの石原代表がこの説明会の28日の2日前に設立したとされる新たな会社である株式会社ライブと、コンサルタント委託先と思われます株式会社ランド計画研究所に行われ、約50名の町民が参加をいたしましたところですが、今の説明ですと、いろいろな海外事情、コロナ関係ということで進捗が見られないう。でも社長とのコンタクトはあるという話をお聞きしました。

昨年の9月28日説明会の2日前に登記申請したという株式会社ライブですが、今年の初めか何か、和田議員さんが株式会社ライブの状況を執行部にお聞きしたようでございますが、そのときは、資本を増やす、増資を考えており、まだ登記の完了には至っていないような話を聞いた覚えがあるわけです。その後の状況はどうか。町では、株式会社コロニーの社長である石原氏から何か定期的な電話連絡でもあれば、ライブがちゃんと会社としてなったのかどうか説明を受けていると思いますが、ライブの状況はどうなっておるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） ただいまご質問にありました、株式会社ライブの設立の件でございますけれども、このライブにつきましても、現在登記をされていない状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） それは重要な問題だと思うわけです。要は、9月28日の町の改善センターでの説明は、町と株式会社ライブとランド計画研究所が一緒になって、町民50名に対して説明をしたところでございますが、その説明をした株式会社ライブという会社が登記に至っていないようであると。これはどういうことなのかということで、問題としてはこれは大きい問題で、町民に対して、ない会社が説明をしていると。架空の会社が説明をしているということで、これは大きな問題だと思うんですね。町長がどういうふうに考えているのかわかりませんが。

町長によれば、昨年の段階で3年ぐらい前から水面下で進めてきた構想のようで、もう今となれば4年前ぐらいになってしましますが、先ほどのとおり、同地を無償で貸与すると言っていたと思いますが、先ほどのとおり、有償で貸すことになったと。無償であれば議会の議決を必要としますが、有償であれば議会を通さなくても貸すこともできないことはないということであります。

現在、町では野見金公園用地を、地元の人たちから共有地等も借りて公園を造っており、今回は反対に立場が逆になって、有料で町が貸すということであります。ということは、これも聞こうと思いますけれども、価格の交渉なんぞは全く論外だと、何も進んでいないよということでよろしいのでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） ご質問にありました賃借料の件でございますけれども、この件につきましても、具

体的な協議には入っていない状況でございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） それではもう1点、たしか町民説明会の折に、この説明が終われば速やかに株式会社ランズ計画研究所の力を借りまして、現地調査をしていくんだというようなことを聞いたような記憶がありますが、この調査も全く進んでいないということではよろしいでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） 株式会社コロニーから委託を受けているコンサル会社でありますランズですけれども、このランズによりまして現地調査等もまだ進んでいないという状況になってございます。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 分かりました。これも進んでいないというのが分かりました。

ところで、これ町長にお聞きするんですが、千葉市に会社があるんですが、株式会社アルカホールディングスという会社を、町長、課長もそうですけれども、ご存じかどうか。町長知っていますか。アルカホールディングス。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 存じておりません。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 結論から言ってしまうと、7月15日に株式会社コロニーが、このアルカホールディングスに社名を変更しました。7月15日だったかな、変更しました。ただ、その業務内容は全く資本金から変わっておりません。ただ名前を、セブン&アイホールディングスみたいに、でかい元締の会社のような名前にしたわけでありまして、平成26年1月19日に町長は初当選され、その10日前に株式会社コロニーが設立されておるわけで、それからのコロニーと町長の付き合いかなという気もしないこともないんですけども、社名変更が別に法律に触れるわけでも何でもないわけなんですけども、石原代表から、たまにコンタクトしているという話がありましたけれども、コロニーに名前変えちゃったよというような連絡はありましたか、町長。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

○財政課長（今井隆幸君） 株式会社コロニーの石原社長との電話連絡は、不定期ではありますが、行っております。その中で、7月31日の日に石原社長から連絡があった際に、株式会社コロニーの社名を変更するというような連絡を受けております。コロニーという名前では植民地という意味合いがあるために、アルカという、ラテン語で箱船という意味の社名に変えたいというようなお話をいただきました。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 社長から、これは町長にあったんですか、それとも今井課長にあったんでしょうか。

○議長（松野唱平君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 課長から社名変更があったということは聞いておりましたが、今、加藤議員からアルコールディングといきなり言われてもぴんとこなかったの、ちょっと存じないというお話をさせていただきました。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） 名前はちょっとぴんとこなかったかもしれませんが、社名変更したというのは聞いておったということであります。分かりました。

コロニーというのは、最初から聞いたときに嫌な名前だなという感じで思っておりましたが、つくった本人たちも、この名前が気に入らなかつたので変えたんでしょう。植民地ですかね、あまりいい名前じゃないなと思います。

社長とのコンタクトとは別に、私もあの席で聞いたら、質問はランズ研究所にしてくれと。田中さんが言われましたけれども、町とランズ計画研究所のコンタクトは、その後、されていないとさっき言ったんだっけ。困りましたね。町長の任期もあと1年半ですからね、先はあるので。

この計画というのは、本当にこれから進む余地があるのかどうか。コロナ関係で、非常に何でもコロナにぶつけちゃえばそれで済む話もありますが、対香港の状況、100億集める香港の状況も、いろいろも様変わりしてしまっていて、いろいろ中国共産党の影響が非常に強くなっちゃって、今後香港がどうなっていくのかということで、資金繰りがどうなるか非常に微妙なところでありますけれども、結論から言って、この計画はもう既に終わっちゃったんだよというようなことを町長が言われたら、そうですとか、そうじゃないって、どういふご返答をいただけますか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） この事業、昨年説明会をやったときに、3年前から進めてきた構想と言いましたが、進めてはきていないんですね。いろいろ企業からお話を伺ってきたと、そういった段階で、そろそろゴーサインを出したらいいんじゃないかと言ったのは去年ということになるんですけども。

いずれにしても、この事業は外資を使うということで、今、加藤議員からもおっしゃったように、海外経済、特に香港、そういったところの状況は大分日々変化しているということに加えて、今回、世界的なコロナ禍の中で活動とか行動が制限されています。そういったことで、思いどおりの働きというんですか、活動ができないということでここに至っているというふうに、私ども理解しています。

ですので、石原社長の思いは、やはりこの長南町に一大オーガニック農法による循環型農業を行いたいという強い思いがありますので、その思いはまだ消え失せているというようなことは聞いておりませんので、私どもも少し時間を見た中で、しっかり見守っていきなというふうに思っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） しっかり見守っていきなという言葉、町長からお聞きしました。

冒頭、さっき言ったとおり、株式会社ライブができていないんだと。できていない会社が町民に説明会を開いたんだと。ここがもう大きな問題でありまして、株式会社ランドとも全くコンタクトがないと。社長とのコンタクトは電話云々ということでしょうと。名前を勝手に変えるのは別に何もよろしいわけですけども、先ほども町長が言っているとおりに、世界情勢が変わって、お金の出どころの香港もいろいろな状況で厳しいと。僕はもう個人的に、このあれはもう頓挫した事業だなということを思っています。ここまで来てこれの状態、これを引き続き延ばしていこうというのは、ちょっと厳しいと思いますよ、これ。町長は言えないんでしょうけれども、どこかでまた決断が出れば、町民に対してちゃんと説明をしていただかななくてはなりません。ひとつよろしく願いをいたします。

時間もないので、次に移ります。

結論から言うと、9月1日から新しいコロナの検査薬が発売された。6万円で10本入っているのかな。何がいかというと、インフルエンザで町の中央病院が検査してくれると同じ手法で、コロナの検査ができると。15分もたてばできると、高価な装置は要らないというような状況が出てきました。このメーカー以外にも、そのようなコロナにかかっているかかかっていない、陽性が陰性かという判断は、陽性と陰性がかかっている、かかかっていないというのは、ちょっとあれが何か問題があるようですけども、陽性が陰性かというのは検査できるようなことになってきております。

そこで、このような状況を、町の2医療機関の院長に対して少しお話をさせていただいて、僕は必要な人が全員検査を受けられるほうを望むほうの人間ですので、この院長と何らかの協議を行っていただければと思うし、どのくらい役場はこの辺を承知しておるのかなということ、またこれは、保険適用が今なっていないようなので、インフルエンザは保険適用、1回か2回ぐらい適用されるようではありますが、保険適用はまた別の問題ですが、町のお医者さんが15分で検査ができるキットが出てきたということで、この辺を町のドクターと話をしてもらいたいと思いますが、状況はどのような感じでしょうか、お聞きします。

○議長（松野唱平君） 　ただいまの質問に対し答弁を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

○健康保険課長（河野 勉君） 　ただいま加藤議員さんのおっしゃっていましたが、15分で診断ができるというのが、デンカ株式会社のクイックナビーCOV I D19A gという医薬品でございます。こちらにつきましては、8月11日に薬事承認のほうをされまして、同日より保険適用となっております。この情報につきましては、国から県を通じ各市町村の保健担当部署では通知のほうが来ております。

このクイックナビーCOV I D19A gにつきましては、抗原検査ということで、加藤議員のおっしゃるとおり、PCR検査と比べ早く検査結果が出るというメリットがございますが、国の抗原検出用キットの活用に関するガイドラインというものがありまして、そちらによりますと、検査結果が確定診断となる場合は、陽性の場合と、陰性であった場合は症状の発症後2日目以降から9日目以内の場合に限られているということになっております。陰性の場合で、臨床経過から感染が疑われる場合や、症状発症日及び10日目以降の方の場合は、医師の判断においてPCR検査等を行う必要がありますので、抗原検査を実施した場合は、状況により再度PCR検査等を実施する必要が出てくるということで、2度検査を実施するというデメリットが生じてまいります。

こちらの内容を長生保健所のほうに確認をしましたところ、長生保健所では、現在新型コロナウイルス感染症の検査につきましてはPCR検査のほうを実施しており、今後も検査の確実性を重視し、PCR検査を実施していくということでございました。

町といたしましては、安易に検査を行い検査件数を増やすことで、実施した医療機関から感染者が確認された場合の医療機関への風評被害ですとか、感染者が入院できる医療機関、入所できる施設等の整備が、現在、長生管内はあまり調べていない現状などを考慮しますと、長生管内での感染者の発生件数を勘案した中では、現在は長生保健所で実施しておりますPCR検査で、1件1件着実に検査のほう実施し、感染状況を確認しながら対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） 10番、加藤喜男君。

○10番（加藤喜男君） あまり調べるなど、調べちゃいけないよというような国の施策に、何か似たような感じではありますが、2人のドクターとうちと、相談でも勉強会でもやっていただければと思います。保険適用になるという話を初めて聞きましたので、なかなかこれを出した段階では、まだそんな感じじゃなかったものですから、それから時間がたっておりますのでいろいろ変化はしておるでしょう。ひとつこういうものもあるということで、PCRとはいかなくても、何らかの指標にはなるということで、安くできるのであれば保険適用もあるということなので、町のドクターが嫌がらなければしてもらえというような方向に行ってもらいたいと思いますので、ひとつまたよろしく、町医者、ドクターとの協議もお願いをして、質問を終わります。

○議長（松野唱平君） これで、10番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては3時25分を予定しております。

（午後 3時11分）

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

◇ 丸 島 な か 君

○議長（松野唱平君） 一般質問を続けます。

次に、11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 11番議席の丸島でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に一般質問をさせていただきます。

近年、大規模地震や大規模水害、また大型台風など、想定を超える自然災害が頻発化、日常化しております。こうした自然災害に対して避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現下の状況を踏まえ、感染症への対策に万全を期することが重要となっております。発生した災害や被害者の状況等によっては、3密を避けるため避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があると思います。また、避難所における感染症リスクを下げるためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避

難所運営の在り方について質問をさせていただきます。

まず、1点目の避難所の開設について伺います。

避難所として開設可能な公共施設等の活用については、政府の内閣府防災から検討するよう徹底がなされていると思いますが、ホテルや旅館等の活用について、現状どうなっていますか。町内では旅館等はあまりないようですが、ゴルフ場のホテル等は、コロナ禍における避難所運営の在り方について、どのような協定、話し合いになっているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） まず、ホテルや旅館など宿泊施設の活用状況でございますが、町内には3か所の宿泊施設がございます。グレートアイランド倶楽部、ラ・ヴィスタゴルフリゾート、あとはちょうなん西小、この3つということになります。この中で、昨年の10月12日の台風19号、また10月25日の大雨におきましては、ちょうなん西小のほうで3日間、延べ22世帯、47人の避難者を受け入れたという状況になっております。

宿泊施設のコロナにおける避難所の在り方ということなんですが、ゴルフ場につきましては2つ、先ほどのグレートとラ・ヴィスタ、一時避難所としてゴルフ場さんとの協定を結んでおります。ですので、やはり宿泊を伴った避難というのは、資材等を備蓄しておりませんので難しい状況にあると考えております。残りの公設の避難所で賄いたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 宿泊はできないということですか。じゃ、次に行きますので。

ホテルや旅館等には、どのような避難者を受け入れることがよいのか。例えば、高齢者や基礎疾患のある方、障害者、妊産婦など優先的に避難をさせる人を事前に検討して、優先順位の考え方を事前に決めておく必要があるかと思いますが、町はどう考えますか。

ちょっと余談なんですけれども、今回、台風10号におきまして、九州の一部の皆さんだと思うんですけども、3密を避けるためにホテルを予約して過ごしたという方もおられたということをニュースで言っておりましたけれども、この辺のこの町の見解を伺いたいと思います。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君の質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） まず、ホテル等への避難者ということになるかと思うんですが、先ほどお話ししてありますとおり、ゴルフ場については一時避難所としての指定、また協力を得ておりますので、例えば、土砂災害警戒情報発令から解除までの間という、そういうような協定になっております。ですので、長期といえますか、宿泊をまたいだような形の協定は想定しておりません。ですので、回答といたしましては、優先的に避難させる方ということで回答させていただきたいと思うんですが、地域防災計画のほうでその辺は規定しております。高齢者や障害者の方、そういう方については、要配慮者として登録、名簿のほうで管理させていただいております。災害時におきましては、民生委員、近隣の住民の方、ボランティアさん、この方の協力を得まして、安否確認や安全な場所への避難誘導、支援を行うという形になっております。

また、最後のほうの質問でございますが、ちょっと内容のほうを再度お願いしてよろしいでしょうか。最後の追加のご質問のほうなんです。ちょっと突如な質問なもので、すみませんが。

○議長（松野唱平君） お願いします。

○11番（丸島なか君） 大丈夫です。

○総務課長（三十尾成弘君） この内容だけでよろしければこれで終わりにしますが、ちょっと最後に突如の質問だったもので申し訳ございません。

○11番（丸島なか君） だから、そういう方たちを優先して、そういうところにあれするのかということをお聞きしたので。

○総務課長（三十尾成弘君） よろしいですか。

○11番（丸島なか君） 大丈夫です。分かりました。

町の民生委員さん、消防団員、また地元の区長さん方にも協力をしていただいて、そういう方たちは速やかに安全に避難をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次の、分散避難の定着について伺います。

避難とは難を逃れることであって、必ずしも避難所に行くことではないかと思えます。新型コロナウイルスの感染リスクを考えても、安全な場所に逃げることを住民に改めて周知徹底する必要があると思えます。災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知すべきだと考えます。

その上で、分散避難によって災害物資の届け先が増えるためどう対応するのか、検討が必要だと思います。

どのように考えているのか、また、分散避難の周知が徹底されているか、併せて伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 分散避難ということでございますが、まずこれにつきましては、広報ちょうなん、毎戸配布のチラシなどを用いまして周知を図りました。また、分散避難によります災害物資、食料ですとか生活物資の届け先につきましては、各避難所を拠点といたしまして、在宅被害者の需要の把握、この辺を自主防災組織、またボランティアの方へ依頼して、配布のほうは進めていくこととなっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） なかなかその辺が、いざそういう場面になってうまくいくという、うまくいかせるのは大変なことだと思うんですけども、自主防災組織という言葉が今、出ましたけれども、自主防災は町内、今11団体が加入しているというふうにお聞きをしておりますけれども、この11団体というのが何年前くらいで、最近は何かそれから増えていないのかどうなのか。まだまだ11団体ということであれば少ないようなんですけども、この自主防災組織を増やす必要があるかと思えますが、どう考えているのか、どう啓蒙促進しているのかを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 自主防災組織につきましては、地域防災の要として、災害発生時には重要な役割を果たす組織であると考えております。

啓発につきましては、毎年広報ちょうなん、また4月に更新しました総合防災マップ、こちらのほうで啓発活動を行っております。さらに、次年度、令和3年度に自主防災組織結成促進のための組織に対する補助制度の充実、これについては新規立ち上げ、また、既存の組織さんの拡充、これを目指して補助制度のほうを充実を検討したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 私が他の市町村、二、三お聞きしましたら、やはり医師団体に初期投資として、1つの立ち上げた地域といいますか、50万円を補助するというふうに聞いております。金を出すから自主防災組織を立ち上げるというものではないと思いますけれども、長南町は11団体から全く増えていないということで、その辺お金も少し絡んでもいいのかなとかというふうにも思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 先ほどもお話しさせていただいたとおり、補助制度だけが推進する手当ではありませんが、実際いろいろな声を聞きますと、いろいろな備蓄品を入れるための倉庫を補充、拡充するためには、やっぱり補助制度も必要だという意見を聞いております。その辺で、先ほどお話しさせていただいた補助制度の充実を今後検討するというので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 補助制度の充実を検討していただいて、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

避難所の感染症対策や、女性の視点を生かした避難所の運営について伺います。

避難所における感染症対策を強化して、避難者に対して、手洗いやせきエチケット等の基本的な感染対策を設定するとともに、備蓄物資の充実が必要です。感染症予防に必要となるマスクや消毒液、非接触型体温計、フェースシールド等の備蓄、サーモグラフィーや空気洗浄機、大型発電機の設置等の推進を図るべきです。また、避難所での感染症の蔓延を防ぐため、段ボールベッドや段ボール間仕切り、パーティション、飛沫感染防止シールド等の備蓄積み増しとともに、保管スペースの確保が必要です。

避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体のレイアウト、動線等、感染症対策に配慮した避難所運営の在り方についても、まとめておく必要があるかと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） マスク、消毒液、フェースシールドなどの感染予防物資、これにつきましては既に避難所のほうへ備蓄しております。また、感染症蔓延防止、プライバシーの保護、これに役立てるために、段ボールベッドですとか仕切り、これについても各避難所のほうへ備蓄をしております。また、今後、計画に

基づいた数量の確保を進めていきたいと考えております。

次に、避難所の在り方でございますが、本年6月2日、千葉県から示されました「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」、これに基づきまして、過密状態にならないスペースの確保や十分な換気が行える避難所のレイアウト、この辺を既に作成しておりますので、これを基に対応したいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 私も今回コロナ禍になってから、2回の要望書を平野町長に提出させていただきました。その中に、段ボールベッド等要望しておきましたけれども、今回備えていただいて大変感謝しております。

いろいろな備蓄品がそろったといえども、3密を防ぐための町の職員の皆さんが予行練習とかシミュレーションとかはしておるんですね。その辺ちょっと伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 今年の避難訓練、職員の避難訓練ということで避難所設営運営、その辺で先ほど説明させていただきましたが、それ以前に、やはり主たる職員の説明等をして本番というか、訓練に望んでという2段階で、段ボールベッドの設営、また間仕切り、間仕切りも意外と手間がかかるものでございますので、その辺の慣れるということを目的にやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） よろしく願いをいたします。いつ何が起きるか分からないし、やっぱりきちっとやっておくことが非常に大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入っていきたいと思います。

災害の状況によって、発熱、せき等の症状が出た避難者の病院移送が難しい場合に備えた対応について、避難所における良好な生活環境を確保するためには、感染症を発症した可能性のある避難者と一般の避難者との動線を分け、個室などの専用のスペースを確保し、専用のトイレを用意することなどが必要かと思えます。こうした課題にどう取り組まれようとしているのか伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） 発熱やせきなどの症状がある方の病院への移送が難しい場合に備えた対応についてでございますが、現に災害が発生したさなかへ病院への移送というのは現実的に困難です。そのような症状のある方が避難所に来た場合、対応といたしましては、避難所の受付でまず検温、それによりまして移動する動線を振り分け、一般の方と区別、また、万一ご家族の方に感染の疑いがある場合、おそれがある場合については自己申告していただいて、ドームテント、四、五人が入りますテントになります。この辺を活用して、また、避難所の個室を活用して隔離ということで考えております。

トイレなどの共用部につきましても、仮設のトイレということで、隔離した中、専用スペースを利用させていただくことで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。

それでは、今トイレというお話が出ましたけれども、マンホールトイレについてどう考えているのかお聞きいたします。

災害時には、停電、断水、汚水処理施設損傷などで、水洗トイレが使用できない状況になることが考えられます。長南町でも、過去に実際、一部だったでしょうけれども、水洗トイレが使用できなくなったこともありました。仮設トイレの設置が必要になるわけですが、数にも限りがあり、設置にも時間がかかると思います。しかしながら、排せつは待たなし、我慢ができるものではありません。簡易的に処理をしたとしても、汚物は増えれば増えるほど関わる人の負担も大きくなると思います。生活環境にも衛生面でも悪影響を及ぼしていくと思います。

そこで、主な避難所である公共施設に防災トイレを設置すべきではないかと提案をしたいと思います。防災トイレは通称的な言い方ですが、詳しく申し上げますと、防災用の下水道管直結型マンホールトイレのことです。避難場所などで下水道本管に排水管を接続して、通常時は専用マンホール蓋が見えるだけの状態です。災害時はマンホールの上部、上に簡易な便座を設置して、周りからの視線を防ぐための専用のテントやパネルを張ります。下水道に直結できないところは便槽型で、タンクのようなものですが、設置することもできるということでもあります。

国交省は、災害時に快適なトイレ環境を確保し、被災者の健康を守るため、被災者が使いたいと思えるマンホールトイレを整備するための配慮事項を取りまとめて、平成28年3月、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」を策定し公表いたしました。国交省は補助金制度をつくり拡充を進めていますが、平成29年度時点で全国で約3万基にとどまっており、さらなる普及が必要としております。

国交省のガイドラインには、携帯トイレや簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ、この3つの特性を踏まえて、時間経過と被災状況に応じて組み合わせ、避難所等において良好なトイレ環境を切れ目なく提供するよう努める必要があると、このようにありました。町の考えをお伺いいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、三十尾成弘君。

○総務課長（三十尾成弘君） マンホールトイレの設置ということでございますが、マンホールトイレにつきましては、よくご存じだと思いますが、まず、専用のマンホールにつなぐということで、既存のマンホール、それが適した場所にあるかということが、まず問題になろうかと思えます。そのためにそのマンホールを整備するというのは、またお金がかかってしまいます。また、設置場所というのがどうしても限られてしまいますので、今現在、町のほうでは購入する考えはございません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 今現状で設置する考えはないということですが、今まで災害は、長南町は去年の災害が初めてというか、あまり広い災害で避難したというのは去年ぐらいで、その前はなかったような記憶ですので、これからは全てが日常化してくるような、そういう状況下でもあります。この温暖化、また海水温が高いという、そういういろんな自然現象の中で、いつ発生するか分からない災害に備えて、前向きに検討していただいて、お願いできればなというふうに思っております。

以上で、1番目の質問を終わりたいと思います。

2点目に移っていきます。

コロナ禍の中の熱中症対策について。

コロナの影響で様々な面で支障を来しております。約3か月間の休校中、小・中学校の先生方の奮闘に心より敬意を表します。このように学校が再開されたことが大きな喜びですが、まだまだコロナの感染予防対策は続けなくてはなりません。また、子供たちの健康面だけでなく、今までにないストレスがかかることが予想されます。心のケアも必要となってくるだろうと思います。そのための先生方の苦労はいかばかりかとお察しいたします。

そんな中でも、1つ目に、コロナ禍における小・中学校の熱中症対策についてお聞きをしていきます。

今年はコロナの影響で、夏でもマスク着用を余儀なくされております。本年は夏休みが大幅に短縮されたこともあり、熱中症に対し対策が必要かと思えます。長期予報では、今年の夏は非常に暑いと言われております。そういう中でございますけれども、まず、教室の換気ですが、政府からは小まめな換気をということで呼びかけられていますが、ほとんどのエアコンでは換気はできないということで、エアコン作動時における換気はどのようにされているのか、お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、エアコン作動時における換気ということで回答させていただきます。

現在、学校は文部科学省からの通知、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づいて新型コロナウイルスの感染防止に対する取組を行っています。教室の換気についても、密閉を回避するために可能な限り2方向の窓を常時、同時に開けて行うようにしています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 窓を開けて換気をするとのことですが、両方に、やっぱり対角線に開けると風も通るということで、よいようですよね。そこで、小・中学校では窓ガラス、もちろんガラスがたくさん使われていると思いますが、もし万が一割れたりした場合は、飛散防止とか、そういうことでされているのか、伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは飛散防止ということでありました。

小・中学校とも、現在強化ガラスを設置しています。万一割れた場合でも、ガラス全体が粒状に割れますので、危険は非常に少ないというふうに考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 窓ガラスだけでなく、全てのガラスがそのようになっているということですね。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 学校全体のガラスが強化ガラスということで大丈夫です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。強化ガラスで安全だということは分かりました。

せっかくガラスのことを聞くので、町の体育館とか、尚武館とか、町環境改善センターとか、小・中学生がよく使うそういう建物はどのようなことになっているか分かりますでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

生涯学習課長、風間俊人君。

○生涯学習課長（風間俊人君） 町体育館につきましては、強化ガラスかどうか確認はしておりませんが、今までそういうことで割れたことはないと聞いております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 産業振興課長、石川和良君。

○産業振興課長（石川和良君） 改善センターのガラスでございますけれども、強化ガラスではなくて普通のガラスであると思います。

以上です。

○11番（丸島なか君） 尚武館、ガラスはないですか。

○議長（松野唱平君） 学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） 尚武館は学校の施設になりますので、先ほどと同じように、強化ガラスということでお考えください。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 町の体育館、ちょっとよく聞こえなかったんですけども。

○議長（松野唱平君） 生涯学習課長、風間俊人君。

○生涯学習課長（風間俊人君） 強化ガラスかどうか確認はしておりません。ただ、割れたというようなことは今まで何ってはおきませんので、大丈夫ではないかと思えます。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 改善センターは普通のもので、尚武館は大丈夫ということで、じゃまた後で、町体育館の

ほうはお聞きしたいと思います。

いつどうなるか分からないし、昨日のニュースも、大風でガラスが割れたとかという、そういうニュースもございましたので、本当に何か安全なようにしておいていただければありがたいかなというふうに思います。

そして、次の質問に移っていきます。

マスク着用での登下校は熱中症のリスクが高いようですが、灼熱の太陽の中、子供たちはマスクをして登校していると思います。マスク着用では熱中症のリスクが高まると聞いています。ほぼスクールバスで通っているでしょうけれども、子供たちだけになる、この登下校がちよっと心配だなというふうに思っております。

ある学校では、晴れた日でも傘を差して登校することでソーシャルディスタンスが保たれるため、マスクをせずに登校するというニュースを拝見しました。これが効果的かどうかは分かりませんが、長南町の登下校での熱中症対策を伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、熱中症の対策ということで答えさせていただきます。

文部科学省は、学校の新しい生活様式でマスクの着用について、学校の教育活動においては、児童・生徒及び教職員は身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきとしています。さらに、十分な身体的距離が確保できる場合はマスクを着用する必要はないとしています。

小学校と中学校で登下校の熱中症対策は異なってきます。小学校はスクールバスでの登下校になります。車内では窓を開け十分な換気を行い、マスクを着用しています。中学校は自転車での登下校になります。屋外で互いの距離が保てるということで、登下校時はマスクを着用しなくてもいいというように指導をしています。

以上になります。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） はい、分かりました。

各教室、また特別教室等においては、クーラーが入っているので心配ないと思うんですけども、体育の授業はどのようになっているのか。外で、運動場でやるのか、また、体育館とか、その辺はどうなのでしょう。何かやっぱり運動会の練習をして気持ちが悪くなったとか、そういうお話もよく聞きますし、これ長南町ではないと思うんですけども、どのような対策を取っているか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、体育の授業ということで答えさせていただきます。

まず、体育の授業ですけれども、コロナウイルスの感染防止の観点から、3密を避ける、それからソーシャルディスタンスを十分に取る、できるだけ人との接触を避けるというような形でこれまで授業を行ってまいります。小・中学校とも個人競技を中心に、あるいは保健の授業を中心にとすることで、授業の工夫をしながらやっております。

ただ、活動場所を決めて、体育館のみで行うとか、そういうような形ではやっていません。例えば、外での活動の場合には、今、熱中症がやはり心配されますので、適度な休憩、それから十分な水分補給、こういった

ことをしっかりやると。体育館については、先ほど出ましたけれども換気をしっかりやる。そして、同じように水分補給を定期的にとると。そういったところで熱中症対策を行っています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 分かりました。大事な子供たちですので、先生方大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移っていきます。

マルチメディアデージー教科書を導入する考えについて伺います。

我が長南小は、平成29年に小学校が1つになったと同時に、1人1台の端末を導入しています。今年で4年目に入っているかと思いますが、児童はこの端末授業に少しずつ慣れてきたのでしょうかね。ぜひとも、障害を持つ子供たちのために開発された、日本障害者リハビリテーション協会から出ている、マルチメディアデージー教科書を導入していただきたいと思います。

このデージー教科書は、通常の教科書と同様のテキスト、画像を使用して、テキストに音声をシンクロさせて読むことができるものだそうです。ユーザーは、音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面上で見られるということ、現在は8人に1人が何らかの障害を持っていると言われていて、大人からはなかなか気づきにくい障害もあるそうです。このように伺ったこともあります。

特別支援学校の子供たちだけでなく、やや学習に遅れのある子供さん、また、視覚的に黒板が見づらい子供さん、なかなか集中できない子供さんや、あるいは日本語を学ぶ外国籍の方にも有効であると、そのように聞いております。また、この教科書を活用した方へのアンケートの調査結果では、自己肯定感や自尊心が増したという質問に、「大いにそう思う」また「ややそう思う」が60%を超えたということで、これはほかの年度でも同じような結果だったそうであります。

このようによいとされているマルチメディアデージー教科書を、町としてどうお考えになるか、お伺いをいたします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

学校教育課主幹、大塚 猛君。

○学校教育課主幹（大塚 猛君） それでは、マルチメディアデージー教科書についてということで答えさせていただきます。

まず、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、これは平成28年4月から施行されているんですけども、この法律によりまして、公立学校では合理的配慮の提供が義務づけられています。小・中学校とも、新年度の開始時に、合理的配慮に係る申出意思の表明について、各家庭向けに文書を配布しています。申出があった場合は、児童・生徒本人、保護者と話し合い、情報提供を行い、合意形成を図った上で合理的配慮を決定しています。

現在、小・中学校では数名、合理的配慮を希望している児童・生徒がいます。学校は、児童・生徒の希望を聞き、例えば座席を前にする、教材や掲示物の文字サイズを配慮、分かりやすい板書等で対応しています。また、特別支援学校で教鞭を取られた方を学習支援員として配置し、特別な支援を必要とする児童・生徒への支

援を行っています。

こうした取組で、現状で対応できていると考えています。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） そういう支援員さんも、よその学校よりも多くおられるということもお聞きをしておりますけれども、こういう喜びの声がある中で、さらにこれがいいというのが、端末へのダウンロードであれば無料とのことだそうです。このGIGAスクール事業導入を契機に活用してみたいかというところで、既に活用されているかもしれませんが、今以上に広く多くの子供たちに行き渡るようにしていただけないでしょうか。

以上、前向きな検討していただけますようお願いをして、この質問を終わりにしたいと思います。

次に、高齢者免許返納者への支援について伺います。

本町におかれましては、これからもますます高齢化が増加していく傾向にあり、交通弱者が増えていくことは見据えているかと思えます。近年、自家用車の普及や人口の流出に伴う利用者の減少などで、バス路線の廃止、縮小が相次いでおり、本町におきましてもこうした状況の中、現在路線バスの代替手段として巡回バスやデマンドタクシー、また、社会福祉協議会としては月1回、買物支援をしてくださっております。

このような状況下ですが、町内の高齢者の方から、「長年車を運転してきました。しかし、高齢者による事故が多く見受けられるようになり、自分自身の体の衰えも感じ始めてきました。事故を起こしてからでは遅いとの家族の強い勧めもあり、思い切って運転免許証を返納しました。ほっとしたものの実に不便で困っています」と、このように話されておりました。私は、免許証返納者の方には巡回バスの無料券、また一般のバスの半額券があるのは知っているわけですが、ほかに免許証返納者に対しての支援策があるのかどうか、伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、高齢者が免許返納したときの施策、それについてお答えしたいと思います。

この申請による運転免許証の取消し、いわゆる自主返納、これについては、身体的な理由等により住所地を管轄する公安委員会などに対して、本人または代理人が申請することによって、運転免許を取り消すことができ、同時に運転経歴証明書の交付を希望することもできる制度でございます。

現在まで本町が行ってきた支援事業につきましては、平成24年12月に高齢者交通事故防止の相互協力に関する協定を、千葉県タクシー協会外房支部及び管轄警察署と締結し、運転経歴証明書を提示することで利用料金の一部の割引、この場合はタクシー乗車運賃の1割引きをしております。その他路線バスによる乗車運賃、先ほど丸島議員がおっしゃっていましたとおり半額制度、これは民間のバス事業者にノーカー優待証の提示をもらいます。交付手数料520円でありますけれども、そういったもの。あるいは鉄道運賃の2割引き、観光施設の入場・入園の割引制度、あと眼鏡や補聴器の割引制度、これは15%の割引、こういったものがございます。

一方、町独自の高齢者の免許返納者への支援策につきましては、昨年3月に、長南町高齢者運転免許自主返

納支援制度実施要綱を策定いたしました。長南町に住所を有して自主返納した65歳以上の方に対しましては、巡回バスの無料による優遇措置制度による展開を図っております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 一つ忘れましたが、ちょな丸の手帳がございますね。あの中にも自主免許返納者は500ポイントいただけるということがうたわれていましたね。

それでは、高齢者で免許返納した方は何人くらいおられますかね。お願いします。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 免許返納者の方なんですけれども、令和元年から現在までの累計で、巡回バスの運用制度の登録者は8名ございます。男女の内訳は男性4名、女性4名となっております。免許返納者の年齢幅は69歳から92歳、平均年齢が78.6歳でございます。この巡回バス利用制度の返納の利用者1名程度ということでございます。

免許返納につきましては、それぞれ年度によって私のほうで調べてございます。29年度で自主返納した方は、これは暦年で1月から12月になりますけれども、自主返納者18名、そのうち運転経歴証明書の申請書をした方は14名。平成30年は同じく暦年で1月から12月、自主返納した方は20名。このときの運転免許の経歴の証明書は、茂原警察に確認したんですけれども、ちょっと文書が見当たらなかったと。令和元年、昨年は自主返納した方は26名で、運転経歴証明書を申請した方は18名。今年は8月31日時点までなんですけれども、自主返納した方は18名で、運転経歴証明書の申請者は16名というような状況となっております。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 随分大勢の方がいらっしゃるんだなということで、もうちょっと少ないのかなと思いましたが、かなりいらっしゃいますね。

そこで、そのようなことであるのであれば、免許返納者の方が自転車とか電動自転車を購入する場合、町は支援をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。年金暮らしで大変なので、ぜひ支援をしていただきたいという、そういう声も聞いておりますので、町の考えを伺います。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 免許返納者に対する三輪の電動自転車だとか、四輪でよく茂原市なんかで見る、そういったものの関係として見てやるんですかということではよろしいでしょうか。

○11番（丸島なか君） 少し補助をしていただければという声もありますので。

○企画政策課長（田中英司君） その関係について近隣のほうをちょっと調べてみたんですけれども、北関東を中心とする都市部には、そういった内容のケース、数か所の自治体にございましたけれども、この近隣町村ではそういったものの補助の制度はございませんでした。

現在、町としては過疎地域でもあって、大規模なショッピングモールなども建設されていないので、そうい

った歩車道などの整備が間に合わなく、安全性の観点から、そういったものは危険性が大きくはらんでいると。また、消費購買活動の利点が低いということで、そういった利用頻度も見込めないということから、現時点では考えてはおりません。

以上です。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 考えておられないということですか。はい、分かりました。

それでは、デマンドタクシーの利用日は平日5日間だと思わすけれども、土日とか祝祭日はお休みということになっているんですけれども、土日に、若い人と同居をされていて、お年寄りが出かけたいたいというときに、若い方は一生懸命働いて土日ゆっくりしたいのに、とても声かけるのも何か気の毒で、幾ら自分の息子とはいえ頼みづらいと、そういう声が結構あちこちから、だからもうとにかく土日が無理ならば土曜日だけでもいいですので、土曜日でもデマンドタクシーを運行していただければありがたいですよという声を、あちこちでお聞きしているんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（松野唱平君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） デマンドの土日の拡充という内容の趣旨だと思います。

このデマンドタクシーにつきましては、平成24年4月に、巡回バスを2台から1台へ減少したその際に、その代替として、その10月からデマンドタクシーの運行を本格的に稼働したところでございます。

当初のスタート時点では、巡回バスが平日運行だったことや、土曜日・日曜日が家族が休みだったということから、スタート当初、当時は平日運行のみの考え方が主流を占めておりました。現在、スタートしてから、今、丸島議員がおっしゃったとおり7年以上が経過しているというようなことで、若干そういった家族のライフスタイル、そういった社会経済事情等も大きく変化してきているのかなというような感じもいたします。

そういった意味合いの中で、地域公共交通網形成計画というものが平成28年3月に策定されまして、その交通計画にのっとり、平成29年度から令和3年度までの5か年計画で、この地域公共交通計画が進められてきております。今後、次の第2期となります、第2次のこの交通網形成計画に代わるものが、地域公共交通マスタープランというようなものが国交省のほうから記されております。

そういった中で、そういった交通体系モードや、あるいは行政区域を越えた広域的な交通網など、そういったことなども踏まえて、今言った拡充といったような案件も視野に入れながら、今後検討していければというふう考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松野唱平君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ありがとうございます。

安全・安心の町づくりのためにも、前向きな検討をしていただきますようお願いをして、一般質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松野唱平君） これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 4時17分)